

令和7年第4回千代田町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第1日 12月8日(月曜日)

○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者の職氏名	4
開会(午前9時00分)	5
○開会の宣告	5
○諸般の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○一般質問	6
金子浩二君	6
橋本和之君	14
畑中弘司君	21
○次会日程の報告	29
○散会の宣告	29
散会(午前11時07分)	29

第2日 12月9日(火曜日)

○議事日程	31
○出席議員	31
○欠席議員	31
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	32
○職務のため出席した者の職氏名	32
開議(午前9時00分)	33
○開議の宣告	33

○議案第 4 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 3
○議案第 4 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 4
○議案第 4 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 4
○議案第 4 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 5
○議案第 4 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 0
○議案第 4 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 8
○議案第 4 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 0
○議案第 4 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 2
○議案第 5 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 5
○議案第 5 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 6
○議案第 5 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 4
○次会日程の報告	6 5
○散会の宣告	6 5
散 会 （午前 1 1 時 1 5 分）	6 5

第 5 日 1 2 月 1 2 日（金曜日）

○議事日程	6 7
○出席議員	6 7
○欠席議員	6 7
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	6 7
○職務のため出席した者の職氏名	6 8
開 議 （午前 9 時 0 0 分）	6 9
○開議の宣告	6 9
○閉会中の継続調査の申し出	6 9
○町長挨拶	6 9
○閉会の宣告	7 1
閉 会 （午前 9 時 1 1 分）	7 1

令和7年第4回千代田町議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年12月2日

千代田町長 高橋 純一

1. 期 日 令和7年12月8日
2. 場 所 千代田町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 1 名)

1 番	畑	中	弘	司	君	2 番	茂	木	琴	絵	君
3 番	金	子	浩	二	君	4 番	橋	本	博	之	君
5 番	原	口		剛	君	6 番	大	澤	成	樹	君
7 番	酒	卷	広	明	君	8 番	橋	本	和	之	君
9 番	大	谷	純	一	君	1 0 番	柿	沼	英	己	君
1 1 番	森		雅	哉	君						

○ 不 応 招 議 員 (な し)

令和7年第4回千代田町議会定例会

議事日程（第1号）

令和7年12月8日（月）午前9時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（11名）

1番	畑	中	弘	司	君	2番	茂	木	琴	絵	君
3番	金	子	浩	二	君	4番	橋	本	博	之	君
5番	原	口		剛	君	6番	大	澤	成	樹	君
7番	酒	卷	広	明	君	8番	橋	本	和	之	君
9番	大	谷	純	一	君	10番	柿	沼	英	己	君
11番	森		雅	哉	君						

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	高	橋	純	一	君					
副	町	長	宗	川	正	樹	君				
教	育	長	田	島	育	子	君				
総	務	課	長	茂	木	久	史	君			
総	合	政	策	課	長	須	永	洋	子	君	
会	計	管	理	者	兼						
税	務	会	計	課	長	大	谷	英	希	君	
住	民	生	活	課	長	坂	本	里	実	君	
住	民	係	課	長							
保	健	福	祉	課	長	久	保	田	新	一	君

産業振興課長兼
農業委員
農務局長

赤 井 聡 君

建設下水道課長

坂 部 三 男 君

都市整備課長

大 川 智 之 君

教育委員
教育局長

森 田 晃 央 君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局 長

下 山 智 徳

書 記

山 邊 悠 以

書 記

鈴 木 貴 士

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○議長(森 雅哉君) おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第4回千代田町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○議長(森 雅哉君) 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

今定例会に付議される案件は、町長提案の協議3件、条例の制定5件、条例の廃止1件、補正予算2件であります。

議員派遣につきましては、お手元に配付いたしました議員派遣結果報告書のとおり、3件の派遣を行いました。

続いて、例月出納検査結果報告については、令和7年度8月分から9月分までが監査委員よりなされております。

出席説明員については、今朝ほど配付いたしました一覧表のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

○会議録署名議員の指名

○議長(森 雅哉君) これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

今定例会の会議録署名議員は、千代田町議会会議規則第125条の規定により、

1番 畑 中 議員

2番 茂 木 議員

以上、2名を指名いたします。

○会期の決定

○議長(森 雅哉君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から12日までの5日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(森 雅哉君) ご異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から12日までの5日間と決定いたしました。

○一般質問

○議長（森 雅哉君） 日程第3、一般質問を行います。

質問の順序は、通告順といたします。なお、質問は、一問一答方式で行います。

最初に、3番、金子議員の登壇を許可いたします。

3番、金子議員。

[3番（金子浩二君）登壇]

○3番（金子浩二君） 皆さん、おはようございます。議席番号3番、金子浩二でございます。議長より発言の許可をいただきましたので、これより通告に従いまして一般質問を行います。

まず初めに、工業団地の拡大と雇用創出の方向性についてお伺いいたします。本町は、これまで工業団地を中心とした企業誘致政策を積極的に展開し、多くの企業が立地してまいりました。これにより、町の税収確保や雇用の拡大、地域経済の安定に大きく貢献してきたものと承知しております。特に製造業を中心とした産業集積は、近隣自治体と比べても高い水準にあり、本町の大きな特色であると思います。しかしながら、近年、全国的な人口減少や少子高齢化の影響を受け、労働力の確保が課題となっております。地元の企業からは、若手人材の採用が難しい、技能を継承する人材が不足しているといった声が多く聞かれる一方で、若者からは、地元で希望する就職先が見つからないとの意見も寄せられております。産業の持続的な発展のためには、雇用の質と量の両面からの対策が求められております。現在、町の経済基盤を強化するために、第三工業団地の開発を進めておられます。企業の立地需要に応える新しい工業団地の整備になります。この政策は、まちの持続的な発展にとって重要な政策だと考えております。

そこで、大川都市整備課長にお聞きしますけれども、今後、開発計画や企業誘致の方針、用地確保に関する課題、更に企業からの要望など、現在の具体的な状況について何かありましたらお聞かせください。大川課長、お願いします。

○議長（森 雅哉君） 大川都市整備課長。

○都市整備課長（大川智之君） 改めまして、おはようございます。ご質問にお答えいたします。

初めに、工業団地への企業誘致と新たな雇用の創出につきまして、町では第六次総合計画の後期計画の中で新しい雇用環境の創出が重点目標の一つに掲げられており、これに基づき下中森地区において千代田第四工業団地の造成事業を進めているところであります。当該事業は、町の経済基盤強化と雇用創出において重要な役割を果たす事業と認識しております。現在、都市計画法定手続が大詰めを迎えており、この後の決定告示を経て、来年度当初には地元同意に基づく用地買収を進めてまいりたいと考えております。

分譲後の企業誘致の方針につきましては、立地後の雇用創出や税収確保が見込まれる製造業を中心としつつ、環境に配慮した企業や先端技術を活用した企業の誘致を進め、多様な産業集積を目指して

まいります。

また、用地確保については、地権者あるいは耕作者との営農面での調整や環境への配慮が課題と言えますが、これらの課題を解消していくために、地元説明会などを通じて住民の方々と対話を重ねながら事業を進めています。

インフラ整備については、今年の4月に都市計画道路赤岩新福寺線が開通したことにより、東西の交通アクセスが大きく改善されたことに加え、工業団地内の道路整備を進めることで物流の効率化を図ってまいります。

最後に、地元企業からの要望につきましては、直接当課へ寄せられたわけではございませんが、多くの企業で人材の確保や技能継承といったことが課題となっているかと思えます。例えば地域イベントなどを通じて企業PRをしていただくなど、企業の人材確保支援も行っていく必要があると考えています。

以上が現在進めている工業団地事業の状況となります。

○議長（森 雅哉君） 3番、金子議員。

[3番（金子浩二君）登壇]

○3番（金子浩二君） ありがとうございます。ちなみに、用地確保のことについてなのですが、本町にはおいしいお米とおいしくないお米が取れる場所があって、何もおいしいお米が取れるほうを工業団地にしなくてもいいのではという声が若干あるみたいなのですが、実際そのところで用地確保の面などで支障は出ていないのでしょうか。大川課長、お願いします。

○議長（森 雅哉君） 大川都市整備課長。

○都市整備課長（大川智之君） ご質問にお答えいたします。

用地交渉を進める上でということだと思いますけれども、まずおいしいお米が取れる取れないというところがございますが、町内全域の生産者の方々が苦勞を重ねて生産されているお米なので、そこには差異がないかなというふうに個人的には考えております。

また、先ほどの答弁で地元説明会を開催したと申し上げましたが、昨年11月に行った地元説明会の中ではそういったご意見等はなかったことを記憶しております。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） おはようございます。今、町内でおいしいお米、おいしくないお米というのはどういう話かちょっと分からないですけれども、千代田町内はみんなおいしいお米だと私は認識しています。今回の工業団地に関しても、これは総合計画にのっとりながら、何か所か場所においてもそのような場所をピックアップした中で、それで進めているわけであります。ですので、おいしいお米、おいしくないお米というのは、そこちょっと理解不能なのですけれども、千代田町内はみんなお

おいしいお米だと私は認識していますので、おいしいお米が取れるところをわざわざ潰すことはないだろうと、こういう質問でしょう。そういうことは、総合計画にのっかって我々もやっています。今回の工業団地も昭和工業団地から始まりまして、西地区にも場所的な部分あったのだらうと思うのですが、そのようなことを含めた中でそこがベストだろうと。県、国のほうの許可等も含めると、どこでもいってわけではないのですよね。皆さんもご存じのように、いろいろ工業団地との関連性、既存の工業団地との関連性とか、いろいろそれを考慮しながら、工業団地に造るところは、農地、青地、白地ありますから、青地にしてもいろんな部分の関連性があるのです。それで今のところがベストだと、このようなことで考えていますから、おいしいお米が取れるところをわざわざ潰すことはないだろうと、このような認識では非常に困ります。これははっきり言っておきますけれども、それだけではないですから。関連性があるところに工業団地は造りますから、それで許可をもらうわけでありますから、そこはよく皆さんもご承知していただければと思います。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 3番、金子議員。

[3番（金子浩二君）登壇]

○3番（金子浩二君） ありがとうございます。いろいろ答弁いただき、安心しました。これで町の経済基盤を強化するために、工業団地の用地確保も進めていただければと思います。

それで、企業誘致を進めるに当たっては、単に工業団地を誘致するだけではなく、町の雇用創出等、地域の経済の循環を生み出すことが重要であると思われれます。地元の若者と協力して、職業教育や企業支援を強化し、地域に根差した教育、人材育成が重要であると思います。また、若年層には、町内で働き生活する具体的なビジョンを持てる環境づくりも必要になります。

全国的には、AI、ロボット、半導体、再生可能エネルギーといった新たな成長産業分野の集積が進んでおります。これらは、脱炭素社会の実現や地域のデジタル化に密接に関わる重要な分野です。本町としても、こうした時代の流れを的確に捉え、成長産業の進出に対応できるよう、人材育成と産業基盤整備を一体に進める総合的な企業誘致戦略をどのように構築していけるのかお伺いいたします。大川都市整備課長、お願いします。

○議長（森 雅哉君） 大川都市整備課長。

○都市整備課長（大川智之君） ご質問にお答えいたします。

本町は、東京から60キロメートル圏内とアクセスが良好な上、地震などの自然災害も少ないことから、製造工場や物流倉庫などが数多く立地しております。これまでも、鞍掛工業団地に始まり、千代田工業団地、千代田第二、第三と整備してまいりました。その際の誘致活動では、町民の雇用創出と地域経済の活性化を目指し、製造業を中心としたものであったと認識しております。

雇用に関しては、立地企業への就職は、若者の居住地選択に大きな影響を与えるものであり、移住定住施策としても重要な契機となります。他方、町内企業で働く若者の人材育成確保という面では、

U、I、Jターンを促すことが必要であり、地元企業の魅力を発信する場を設けるなど、若年層が地域での働き方に具体的なイメージを持てるような取組みも必要ではないかと考えております。

また、同時に、AIや再生可能エネルギーなどといった成長産業に対応していくことも重要になりますので、工業団地の整備に当たりましては、通信や電力インフラの強化を関係機関に働きかけるとともに、脱炭素化や地域デジタル化など、時代の流れを見据えた企業誘致を目指してまいります。

以上のことを踏まえ、戦略的な企業誘致を行ってまいります。人材育成と産業基盤整備を一体的に進めていくためには行政だけの力では実現が不可能でありますので、教育機関や地元企業などとの連携を視野に入れ、町民、企業双方にメリットのある環境を構築してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 3番、金子議員。

[3番（金子浩二君）登壇]

○3番（金子浩二君） ありがとうございます。これからも総合的に企業誘致を進めていただければと思います。

工業団地の拡大に当たっては、経済効果のみならず、住民生活の影響にも十分な配慮が必要になってきます。特に交通量の増加への対応、排水や騒音などの環境面への対策、そして災害時における安全確保など、持続可能で安心できるまちづくりとの両立が欠かせません。

これらの課題に対して、町としてどのような姿勢で臨まれるのか、高橋町長にお伺いいたします。

○議長（森 雅哉君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 改めまして、おはようございます。工業団地の拡大に当たり、町としては経済効果のみならず、住民生活への影響に十分配慮することを重点課題と考えております。交通量の増加については、近隣市町と連携した道路整備や維持管理により住民の安全を確保してまいりたいと思います。

また、排水や騒音などの環境面の課題に関しましても、環境への影響に必要な対策を講じている企業を選定することで、地域環境との調和を図ります。特に治水面では、開発に伴い失われた保水機能を補うとともに、急激な雨水流入による河川の氾濫を防止するため、調整池を設ける計画となっております。

更に、災害時の安全確保については、住民と企業が連携した防災対策の実施など、地域全体で災害に強い体制を構築してまいります。これらの取組みを通じまして、安全で、持続可能で安心できるまちづくりを実現し、町民の皆様が安心して暮らせる環境を守りながら地域の発展へとつなげてまいりたいと思います。

なお、先ほど議員が述べたように雇用の問題なのですが、この雇用の問題も自治体によっては、大学を卒業しまして地元に戻ってきて、地元から企業に通勤するというような方には雇用促進の

奨励金、これを減額するとか、そのようなことをやっている自治体もございますので、その辺を参考にしながら、我々の自治体もその辺も視野に入れながら今後考えていく必要があるかなと。そうすることによって、雇用促進にもつながりますし、人口減を少しでも食い止めるような施策にもつながっていくかなと、こう考えております。

今後も課題解決に向けて尽力してまいりますので、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（森 雅哉君） 3番、金子議員。

[3番（金子浩二君）登壇]

○3番（金子浩二君） 本町が、今後も住みたい、働きたいと思われる地域であり続けるためには、安定した雇用の確保と、時代に即した産業基盤整備が不可欠になると思います。工業団地の拡大を単なる経済政策にとどめることなく、人口減少対策や子育て世代の定住促進と連動させ、町全体の活性化へとつなげていただくことを強く期待しております。

続いて、財政健全化と基金の活用方法についてお伺いいたします。近年、地方自治体を取り巻く財政環境は厳しさを増していくと思われまます。少子高齢化による社会保障の増大、公共施設の老朽化対策、そして災害対応など多様な行政課題に対し、限られた財源の中で持続可能な行政運営を行うことが求められております。本町におきましても例外ではなく、将来を見据えた堅実な財政運営と計画的な基金の活用がこれまで以上に重要になると思います。基金をどのようにこれから管理運営していくかは、非常にこれから重要な政策課題であります。単に基金を積み上げておくだけではなく、必要ときに有効に取り崩し、町の将来への投資につなげていくという視点が欠かせません。一方で、基金の過度な取崩しは財政の弾力性を失うリスクもあります。

このように、基金は、ためると使うのバランスを慎重に考えながら運用していく必要があると感じます。町の将来に備えるための重要な財源であると同時に、運用次第では一定の収益を上げるということも可能であると思います。

現在、本町では、令和4年度から積極的な基金の運用を開始しておりますが、ここで一度確認の意味で、運用における安全性、流動性、収益性のバランスをどのような考え方と方針で運用しているのかお伺いしますという質問ですが、先日の地区懇談会における大谷課長の大変簡潔で、大変分かりやすい説明によって、ある程度回答は得られたと感じております。ですが、改めて、更に分かりやすい答弁をいただければと思います。また、今後、運用益をどのように活用していくかを併せて説明をお願いします。大谷課長、お願いします。

○議長（森 雅哉君） 大谷税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（大谷英希君） ご質問にお答えします。

先日の地区懇談会の説明をお聞きいただき、誠にありがとうございます。今回については、それに輪をかけて分かりやすい説明に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

公金の保管については、地方自治法第235条の4第1項において、最も確実かつ有利な方法で保管

することが定められております。金子議員のご質問の中にもございましたとおり、基金の運用については、令和4年度より債券による積極的な運用を行っております。債券による積極的運用を始める前の令和3年度では、金融機関への預金中心の運用であったため、超低金利により運用益が年間60万円にも満たない状況でありましたが、直近の令和6年度決算においては、債券運用により、年間3,000万円を超える運用実績を上げることができました。

ご質問の運用の方針でございますが、3つの基本原則を掲げております。1つ目の最優先項目は、安全性の確保でございます。元本が損なわれることを避け、公金を確実に保護するため、基金の運用に当たっては、指定金融機関をはじめ、収納代理金融機関へ分散して定期預金に積立てを行うとともに、安全性の高い国債や群馬県債を中心に債券運用を行っております。

2つ目の項目は、流動性の確保でございます。支払い等に支障を来さないように、資金ニーズに的確に対応することを目的としております。過剰な債券運用を実施してしまいますと、資金需要に対応できない場合、購入した債券を換金する必要性が生じる可能性があり、元本を毀損させてしまうおそれがあるため、運用額に一定の上限を設けております。

なお、近い将来、小中一貫校の整備により多額の資金需要が生じる見込みのため、令和7年度では、資金の流動性を重視し、新たな債券購入は群馬県のグリーンボンド債のみとしており、事業終了までの間においては現金化しやすい定期預金の積立てを基本としまして、新たな債券の購入については慎重に検討していく予定でございます。

3つ目の項目は、効率性の追求であります。運用収益の最大化を図り、効率的な資金運用を目指すものでございますが、さきに述べた安全性、流動性を優先し、リスクを限定して効率性を追求するものであり、例えば市場金利等の常時監視が必要な取引、またハイリスク、ハイリターンの取引、こういったものについては実施しないこととしております。

もう一つの質問の運用益の活用でございますが、定額運用基金である収入印紙等購買基金、こちらを除きます各種基金条例では、「基金の運用から生ずる収益は、歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする」と規定されております。つまり、運用益を再度基金に積み立てることにより、後年度に実施される事業の財源として活用させていただくものでございます。

以上でございます。

○議長（森 雅哉君） 3番、金子議員。

[3番（金子浩二君）登壇]

○3番（金子浩二君） ありがとうございます。しっかりとした考えで運用しているということで安心いたしました。

基金は、本来、将来に備えるための蓄えで、必要なときに有効に活用してこそ、その存在意義が発揮されると思います。特に、町民の安全、安心に直結する防災、減災対策、子育て支援、教育環境の整備、そして公共施設の長寿命化など、優先して取り組むべき分野は数多くあります。

このような中で、計画的な基金の取崩しによって、先送りせずに課題解決を図ることも財政健全化の一つの手段と考えます。今後、基金をどのような考えで取り崩すのか、判断基準や優先順位についてお伺いします。

あわせて、町民の皆さんへの基金の取崩しや活用状況について分かりやすく情報公開する取組みについても教えていただければと思います。茂木総務課長、お願いします。

○議長（森 雅哉君） 茂木総務課長。

○総務課長（茂木久史君） ご質問にお答えいたします。

地方自治体における基金については、条例に基づいて、財政の安定化や特定の目的に必要な資金を確保するために任意に設置する財産であり、その設置根拠については、地方財政法及び地方自治法に規定されており、大きく分けて3つに分類できます。

初めに、財政調整基金ですが、これは、財政不足の際に取崩しを行い、資金繰りに利用する基金となりますが、災害時などに使われます。本町では、予算規模の20%前後を視野に運用を行っておりますが、近年の物価高騰など予測不能な事態にも対応できるよう、現在はやや多めに積立てを行っております。

次に、減債基金となりますが、こちらは地方債の計画的な償還に充てるため、あらかじめ資金を確保することを目的としており、将来の償還額を鑑みて、積立て、取崩しを行っております。

最後に、その他の特定目的に関する資金確保を行うための基金でございます。こちらは、新たな基金を設立したり、その目的達成時には基金を廃止したりいたします。例えば公共施設建設基金では、各施設や道路、橋梁などの公共施設の建設、改築などの基金でありますことから、後年の改修費や不測の事態などを考慮いたしまして、一定の積立金の確保に努めてございます。

本町では、全ての基金に関して、将来的に必要な財政需要に対し計画的な基金の積立てや取崩しを行っております。令和7年10月31日現在で13の基金条例を制定し、総額で86億7,403万6,000円の保有残高となっております。

また、ご質問にありますとおり、利用状況の公表についてでございますが、本町の年間財政規模から見ても、特にここ直近の過去4年間における基金残高に関しては毎年度大幅な伸びを示しておりますことから、町の財政状況と併せて、町民の皆様にも町の広報紙やホームページなどを通じて、今まで以上に丁寧な情報提供、ご説明に心がけていきたいと思っております。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 3番、金子議員。

[3番（金子浩二君）登壇]

○3番（金子浩二君） ありがとうございます。最後の質問になります。

将来を見据えた財政健全化の取組みについてお伺いします。近年、国や県でも中期財政見通しの制定が進められ、将来の財政収支を可視化することで、早期の課題把握や政策の優先順位づけを行って

おります。本町においても、基金の活用を含めた中長期的な財政見通しをどのように立てて持続可能なまちづくりに結びつけていくのが重要であると考えます。

また、財政健全化は、単に支出を控える抑えることだけではなく、町の将来に必要な投資を選択し、次世代への負担を軽減するための戦略的な判断でもあります。特にエネルギーコストの上昇や人口減少による税収減など、これからの行政運営は不確実性が高まることが予想されております。このような状況に備え、基金を生かした柔軟な財政運営と効率的な行政体制の構築が不可欠です。

そこで、最後に、高橋町長にお聞きします。これからどのような視点で中長期的な財政健全化に取り組み、また基金の位置づけについても高橋町長の考えをお伺いいたします。お願いします。

○議長（森 雅哉君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 財政健全化の基金の運用方法ということですね。基金の総額は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定によりまして、将来負担比率の「地方債の償還額等に充当可能な基金」に位置づけられております。千代田町では、借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の将来負担額より基金残高等の充当可能財源が多いため、将来負担比率は算出されておられません。このような将来負担額を上回る基金を確保することで、本町の財政は健全性が保たれていると判断されます。今後とも千代田町の将来を見据えて中長期的な視点で基金を一定額確保しながら、基金の運用や活用を進めてまいりたいと考えております。

なお、町の基金の運用管理については、監査委員からも常に例月出納検査や決算審査などで財務事務の執行を含め定期的な監査をいただいておりますが、引き続き本町の行財政運用における基金の存在意義と重要性を日々意識しながら、基金の活用について方針や計画の内容が適切であるか、基金の規模額は適正であり、廃止や見直し、統合の必要はないか。次に、基金は、設置趣旨に沿い、積極的に活用されているか。基金を運用し、実施されている事業等は、適正に執行、運用がされているかなどといった基金の位置づけを常に点検、確認し、適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

なお、先ほど大谷課長のほうから述べたように、86億ですか、基金の運用を行っているわけですが、これは今現在、目的を持った基金に積み上げて、それを運用しているわけでありましてけれども、今回の定例議会でも幾つかの基金の廃止、それを一緒にするとか、そのようなことも提案をさせていただければと思っておりますので、そのようなこともいろいろ含めた中で皆さんの賛同を得られればと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 3番、金子議員。

[3番（金子浩二君）登壇]

○3番（金子浩二君） ありがとうございます。これからの町の財政を守りながら、攻める視点を持つことがこれからの自治体経営に求められる姿だと考えております。単なる基金を単なる貯金として

ではなく、町の将来を支える投資財源として活用し、町民の暮らしに確かな安心と希望をもたらすような財政運営を期待しております。

それと、これから町民一人一人がふるさと千代田町の未来に関心を持ち、共に支え合う意識を育むことが真の財政健全化につながるものと強く感じます。

以上で議席番号3番、金子浩二の一般質問を終わりにします。ありがとうございます。

○議長（森 雅哉君） 以上で3番、金子議員の一般質問を終わります。

続いて、8番、橋本議員の登壇を許可いたします。

8番、橋本議員。

[8番（橋本和之君）登壇]

○8番（橋本和之君） 議席番号8番の橋本和之でございます。議長に登壇の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を始めてまいりたいと思います。

私の質問は、地域の治安維持向上についてと自転車の交通安全対策についてにより、大きく2つの項目で質問していきたいと思います。まずは、地域の治安維持ということで、今年の春から夏場をピークに10月頃まで、収穫直前の各種野菜などの盗難被害や太陽光ケーブルの銅線の盗難事故が町内であった話を多く聞きました。近隣でも高級車の、あるいは転売需要のある自動車の盗難被害や特殊詐欺事件、空き巣に強盗などが多数発生しています。それらの被害事故について、町民から町に多数の相談事や要望などが寄せられているのではないかと予想されるのですが、実際にはどのようなものがあったのか総務課長に聞きたいと思います。お願いいたします。

○議長（森 雅哉君） 茂木総務課長。

○総務課長（茂木久史君） ご質問にお答えいたします。

群馬県警が発表しております本町における刑法犯の認知件数でございますが、令和7年9月末現在において、前年と比べ増加しており、中でも空き巣や自転車盗などの窃盗事件が増える現状がございます。これは、大泉警察署管内及び群馬県内全体で見ても同様の傾向となっております。このような状況ではありますが、町民の方などから町への相談や要望についてはあまり多い状況ではなく、実際の相談、要望の内容としていただいているものについては、例えば防犯カメラの映像を確認したいなどの要望が数件ございました。しかしながら、対応については、個人情報への配慮や新たなトラブル発生などを誘発するおそれもありますことから、まずは事件捜査等の権限を持つ地元警察のほうへご相談をいただくように助言しているところでございます。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 8番、橋本議員。

[8番（橋本和之君）登壇]

○8番（橋本和之君） 分かりました。思ったより相談件数は少なかったなという印象でございました。私の自宅周辺でも野菜泥棒に頻繁に遭った方や、太陽光ケーブルの盗難事故は大変多かったので

ございます。特に太陽光ケーブルに至っては、同じ場所で1週間に2回も被害に遭った場所がありました。被害に遭ってから修理をして、その週のうちにまた盗難被害に遭うという所有者の気持ちを考えると何ともいたたまれないものがあります。

そのような本町の被害事故の相談は少なかったということですが、要望を受けたところで警察やその他の関係機関とどのような情報共有を行っているのかというのを総務課長に聞きたいと思います。お願いいたします。

○議長（森 雅哉君） 茂木総務課長。

○総務課長（茂木久史君） ご質問にお答えいたします。

情報共有については、適宜、警察や関係機関と町のほうでは連携しながら行ってございます。特に令和6年12月17日に大泉警察署と西邑楽3町の千代田町、大泉町、邑楽町との間で安全安心なまちづくりのための連携と協力に関する協定を締結いたしましたことから、さらなる相互の連携と協力を円滑に行うことができる体制を現在構築してございます。しかしながら、警察から町への情報提供に関しましては、犯罪事件等の適切かつ円滑な捜査などの関係上、非常に限られたものとなっている側面も現状としてはございます。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 8番、橋本議員。

[8番（橋本和之君）登壇]

○8番（橋本和之君） 今、総務課長の答弁で西邑楽3町でしょうか、連携を強化しているということで、非常によかったなと思います。どうしても被害は広域にわたったりしますので、そういった連携というのは必要かなと思っております。

次に、町としては、各関係機関と情報共有をした上で、盗難を含めた防犯対策をどのように考えているか。あるいは、既に実施している施策があるのであればどういったものがあるのかというのを総務課長に聞きたいと思います。お願いいたします。

○議長（森 雅哉君） 茂木総務課長。

○総務課長（茂木久史君） ご質問にお答えいたします。

防犯対策については、安心して暮らしやすいまちづくりに必要不可欠なものであると考えてございます。町といたしましても、防犯灯、防犯カメラの設置などを行い、防犯対策の強化に努めております。しかしながら、町の設置するハード面の対策だけでは対応にも限界がありますことから、従来まで特殊詐欺対策機器の購入に限定しておりました町民の方への補助金制度の内容を見直しをさせていただき、70歳以上の高齢者の方がいらっしゃる世帯が対象となりますけれども、今年度より防犯対策補助金といたしまして、個人が設置などを行う防犯対策に効果が期待できる防犯カメラやセンサーライト、そういったものなど8点の対象品目、そういった購入費についても補助対象として拡充を行ってございます。

また、これまで町では安全安心パトロールのボランティア活動の推進といたしまして、地域の住民の方の健康維持のためのウォーキングや犬の散歩などの際に見守りパトロールなどのお願いをしております。しかしながら、最近では登録者も減少し、活動も下火となってきている傾向がございますので、これら改めて身近な地域パトロール活動の重要性を再度広報、周知いたしまして、防犯パトロール用の啓発を兼ねた帽子やベストなどを新調いたしまして、地域住民の皆様は無償貸与で配布をさせていただいて、そうした啓発グッズなどを着用していただきながら、町内全体でパトロール活動が地域全体に広がっていく、そんな防犯対策の意識の高い町というものを対外的にもアピールしながら、犯罪の抑止対策に町としても努めていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（森 雅哉君） 8番、橋本議員。

[8番（橋本和之君）登壇]

○8番（橋本和之君） 総務課長にご答弁いただきまして、4月から70歳以上の高齢者がいる世帯への防犯対策補助金ですか、やっていらっしゃるということで、ぜひ実績を見ながら、来年度以降にでもまた拡充をしていただければいいかなと思っております。

また、防犯のグッズですか、見守り、防犯パトロールというのでしょうか。それらも、もう支給済みということなののでしょうか。これからやることなののでしょうか。ぜひいいような形で取り組んでいただけるといいかなと思っております。

では、次の質問に行きたいと思えます。太陽光ケーブルや野菜の盗難事故を筆頭に、犯罪被害が身近で起きると近くに住んでいる住民は不安に感じ、気持ちも穏やかではられません。そこに住んでいる住民が不安を覚えるのですから、これから移住を考える人にとっては更に心配なものになると思われれます。そうすると、幾ら町が移住促進に努めたとしても、成果を出す上で足かせになるかもしれません。また、野菜泥棒などの被害も今後深刻さを増していけば、新規に就農を考える人にとってはマイナスの影響となると思えます。

そこで、避難訓練のような体験型の防犯体験訓練による啓発活動とか、警察を含めた機関との共同パトロールとかの対策や、自宅外においても防犯カメラやセンサーといったものに、全額ではないにしても多少の補助を出すなど、防犯対策を移住促進にも結びつけるということで、今後の予算方針などを含めて総合的にどのように考えているのかというのを高橋町長に聞きたいと思えます。町長、お願いいたします。

○議長（森 雅哉君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 防犯対策ということですがけれども、犯罪被害が身近な地域で起こると町民の皆さんの不安や恐怖心が増大し、地域の警戒感が高まることで、地域全体の雰囲気が緊張状態となってしまうと考えられます。また、付随して来町者や移住者なども減少傾向になるなど、地域に及ぼす影響は大きなものになると認識をしております。町といたしましても、町内全域にわたり犯罪が起こ

りにくい環境を構築していくため、必要な事業予算を確保しながら、防犯灯、防犯カメラの増設や防犯対策補助金のさらなる拡充、そのほか犯罪被害の未然防止策の強化などの検討を進めてまいりたいと考えております。

また、大泉警察署と安全安心なまちづくりのための連携と協力に関する協定を締結したことで、さらなる連携、協力体制により、警察の保有する専門的な知見からの助言などをいただきながら、地域事情や現代的課題を踏まえた効果的な防犯対策に取り組んでまいりたいと思います。

なお、先ほど総務課長が述べたように、今回12月の定例会の補正予算にも、先ほど述べたウォーキング等々を行う方に無償でジャケットと帽子を配布して、そうすることによって、やはり犯罪を犯そうとする方が、統一のジャケット、帽子をかぶることによって、それを抑止する力が生まれてくるかなと思っていますので、12月の補正予算には盛り込んでありますので、ぜひ賛同していただければと思いますので、よろしく願いいたします。皆さんの賛同をいただければ年明け一番ぐらいで早速配布を行いたいと考えていますので、更にはまた来年度、千代田は意外とその辺は充実しているかなと思っていますのです。防犯灯もそうですし、補助金を随分出していますので、更にまた大泉署と検討しながら、その辺も含めた中でまた増やしていければと思っていますので、ご理解していただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（森 雅哉君） 8番、橋本議員。

[8番（橋本和之君）登壇]

○8番（橋本和之君） 町長のご答弁で、今補正で組み込まれていたお話だということで、すみません、今日戻ったら補正予算のほうを見るつもりでいたので、もうちょっと勉強しとくべきでした。失礼いたしました。予算措置を伴ってやってくださるということで、非常にありがたいなと思いました。

次は、自転車の交通安全対策について質問していきたいと思います。ご承知の方もたくさんいらっしゃるかと思いますが、来年4月から自転車を対象に交通反則通告制度が始まります。交通反則通告制度とは、自動車を運行していて交通違反をすると青色の切符が交付され、反則金を銀行や郵便局で納付するという制度のことです。皆さん方の中にも切符をもらった経験のおありの方もいらっしゃるかもしれません。私の場合は、ふだんからしっかりと交通ルールを守っているため、今のところ、なかなか身近に感じられない制度とはなっております。その制度が来年4月から自転車にも適用されることとなります。制度の対象年齢は16歳以上になりますが、自転車を主に使用する小中学生の頃から、または高校生や自転車を通勤に使用する大人の方に対しましても、何かしらかの啓発活動なり施策が必要ではないかと思われませんが、何か考えはありますでしょうか。総務課長に聞きたいと思います。お願いいたします。

○議長（森 雅哉君） 茂木総務課長。

○総務課長（茂木久史君） ご質問にお答えいたします。

道路交通法の一部を改正する法律が令和8年4月1日から施行され、自転車の交通違反に対しまし

て交通反則通告制度、いわゆる青色切符制度が適用され、その対象は16歳以上の自転車利用者が対象となりますが、運転免許の有無に関係なく、自転車による信号無視や一時不停止、通行区分違反、並進禁止違反など、113種類の悪質、危険な違反行為をした場合に対して反則金を納めることとなります。また、酒酔い運転や妨害運転などの重大な違反については、この制度の対象外となり、刑事手続、通称赤切符の対象となります。なお、16歳未満については指導警告を行うこととされており、小中学生については、指導警告の対象となり、青色切符の適用はございませんが、交通違反であることについては変わらないことから、交通反則通告制度では年齢に関係なく啓発を行う必要があると考えてございます。啓発活動については、自転車の交通ルールを理解し、自転車を安全に利用していただくために、警察と連携しながら、幼児、小学生、中学生、高校生、更には成人や高齢者などといった各年代のライフステージごとに様々な広報媒体を活用しながら、普及啓発活動の強化に地元警察などとも連携を進めながら努めてまいりたいと考えております。

○議長（森 雅哉君） 8番、橋本議員。

[8番（橋本和之君）登壇]

○8番（橋本和之君） 地元警察と連携して啓発活動にというお話をいただきました。ぜひ、16歳以上が対象ですけれども、高校生になってからではなくてやはり小中学生の頃から、より厳しくなった交通ルールというのでしょうかね、そういったものを教えていくという啓発活動がより一層必要なのかなと思いますので、ぜひお願いできればと思います。

次に、交通反則通告制度の施行に向けて自転車運行の安全対策としてハード面で、自転車レーンや駐輪場の設置、それから標識や路面標示などの環境整備を進めていく考えはありますでしょうか。どうしても交通反則制度のような罰則制度ができますと、道路を管理する側にもその管理体制を厳しく問われることになるような場面もあるかと思っておりますので、環境整備等のお考えを総務課長に聞きたいと思っております。総務課長、よろしくお願ひいたします。

○議長（森 雅哉君） 茂木総務課長。

○総務課長（茂木久史君） ご質問にお答えいたします。

交通反則通告制度の施行により、自転車利用者の環境については大きく変わることが考えられますが、自転車の基本的な交通ルールが変わることではございませんので、交通安全対策といたしましては、これまでと同じように危険箇所などについて対策を検討し、改善に向けた対策を町としては講じていきたいと考えてございます。しかしながら、道路運用の管理上、自転車レーンの設置など安全対策が必要と思われる箇所の把握や検討については、引き続き道路管理者や警察などと連携を図りながら、町で可能な限りの対策を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 8番、橋本議員。

[8番（橋本和之君）登壇]

○8番（橋本和之君） 危険箇所の確認をしながらというご答弁をいただきまして、今お手元に、分かっている範囲で構わないのですけれども、なければ結構です。危険箇所の箇所数とか、ここが危ないとかというのが今現在分かるようであれば教えていただければなと思うのですが、総務課長、お願いします。

○議長（森 雅哉君） 茂木総務課長。

○総務課長（茂木久史君） 危険箇所というのは、手元には資料はございませんけれども、日々町民の方からカーブミラー、あるいは区画線の変更、あるいは大泉警察などからも事故の発生状況によって、場合によっては、町道であれば町道の管理者と交通安全対策部署の危機管理室、それと地元の駐在所の方や大泉警察、そういった方と現場の立会いなども行って、安全対策に関して何ができるかというような協議は進めております。それなので、町としてはある程度交通事故発生場所や町民の方が見づらいつかそういった危険箇所については適宜把握して、データ蓄積、改善対策に努めているところでございます。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 8番、橋本議員。

[8番（橋本和之君）登壇]

○議長（森 雅哉君） 総務課長、ありがとうございます。把握している危険箇所を中心に改善を図っていただければなと思うのと、あとは今議会でも条例制定がされる予定の放置自転車の条例なんかも併せて自転車運行の安全対策とマナーの向上に努めていただければなと思います。

では、最後の質問に行きたいと思います。先ほどの総務課長への質問と似てきてしまうのですが、大きく予算を伴う場所への質問ということで、最後に町長に考えを聞きたいと思います。それは、都市計画道路における歩道と自転車レーンの設置についてでございます。まずは、今年度開通した赤岩新福寺線の先の広域農道でございます。ファミリーマートの交差点から西側は、今回歩道が整備され、安全性が確保されておりますが、交差点から東側はマナベインテリアハーツまで歩道がありません。走行する使用者側に立って考えますと、川俣駅までほとんど一本道で走行できる利点があるのですが、途中から長距離にわたり歩道がなくなってしまうのでは安全性が損なわれてしまいます。実際に、私も町長もですが、議員や町長に就任直後に自転車の広域農道における死亡事故で町が訴訟を起こされた記憶があるかと思います。あれは、広域農道の側溝の蓋が途中からなくなり、自転車運転者が側溝に転落し、町の管理責任が問われた事故でございました。そういった意味では必要性があるものと思います。

次に、役場東側の新都市計画道路についてでございます。こちらはこれから工事が始まりますが、新しくできる小中一貫校の入り口にも当たるため、朝夕は小中学生を含めてとても交通量が多くなることが予想されます。ぜひとも歩道と自転車レーンを十分に確保した設計にしてもらいたいと思います。先ほどの広域農道と併せまして、町長のお考えをお聞かせいただければと思います。町長、よろ

しくお願いいたします。

○議長（森 雅哉君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） まず、広域農道の件なのですけれども、歩道や自転車レーンの整備や、道路利用者の安全性と地域住民の安全安心を確保するために非常に重要な取り組みであると考えております。ご質問の町道27号線、通称広域農道におきましては、ファミリーマート様からマナペインテリアハーツ様までの区間に歩道や自転車レーンがないことから、町といたしましても安全な道路環境を構築するために、今後の交通量など地域の実情や都市計画道路の運用管理の動向などを踏まえまして、歩道や自転車レーンの設置について、引き続き関係機関などと検討してまいりたいと思います。先ほど述べたように、あそこで1名、木崎の信号ですかね、あのちょっと東で1名の方が12月のたしか31日に落ちて、発見されたのが1月1日と、こういう記憶がございます。私が町長に就任する前でした。私が町長に就任して、決裁が上がってきました。町が訴訟、私が被告人でした。何でこれ私が被告人なのだとということでございました。それも、ちょうど私になる2年前の話です。それを私のほうはいろいろ職員と判断をしながら、相手の方にまず謝罪をした中で、金額も保険のほうから支払ったと、こういう経緯がございます。そのようなことも踏まえますと、非常にあそここのところも自転車の部分で我々も危惧しているところでもあります。ですので、あそここのところもこれから、先ほど述べたように、交通量も含めた中で、特に私もあそこを通ると自転車も何台か通っている方も見えます。ですので、あの辺を全体的に考えながら、まずはこの都市計画道路がありますから、次に答えますけれども、そのようなことも踏まえた中でいろいろ計画を練っていければと安全対策を考えております。

また、新たな邑楽千代田線につきましては、町の大動脈となる重要な道路であることから、交通量は増加するものと考えております。車道、自転車レーン、歩道を備えた17メートル道路として計画を検討しております。特に小中一貫校入り口付近の交通量が増えることへの対応につきましては、交通安全対策をしっかりと実施し、歩行者や自転車が安全安心で通行できるような道路構造を目指して整備してまいりたいと考えております。今年度の予算のほうでは、早速測量と設計、詳細まではまだ至っていないのですけれども、大まかな設計のほうにはもう入っています。ですので、できれば学校も開校を目指していますから、なるべくこここのところもスムーズに、まずこの学校周りを優先的に町道整備をしていければと、こう考えています。基本的には町民目線に立ちながら、安全、安心、交通事故のない町を目指していきたいと。特にここは学校が集中してきますから、児童生徒等の安全も考えていければと、こう考えております。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 8番、橋本議員。

[8番（橋本和之君）登壇]

○8番（橋本和之君） 広域農道のほうはもう既に出来上がっている道路でございますから、なかなか

か拡幅するというのは、やっぱり用地買収も含めますので厳しいだろうということは予想されるのですが、どうしても川俣駅までの利便性というのでしょうか、あとは商業地の集積というのでしょうか、ジョイフルホンダとか、マナビンテリアハーツとか、その辺もできてきましたので、ぜひ自転車でも安心して走行できるような道にさせていただきたいなとは思っております。

また、新しい都市計画道路も小中一貫校の入り口にも当たりますから小さい子供も、歩くと言うと変ですけども、使いますので、ぜひその辺のところの配慮もお願いしたいと思っております。

また、今回この質問は自転車についてが主でしたが、町中を自転車で回遊できるというのでしょうか、巡回できるような形にすることで、更に関係人口とか交流人口の増加に資するような施策も一つできるのかなと思っておりますので、その辺のところも併せましてお願いできればと思っております。今後の町長の手腕に期待したいと思っておりますので、ぜひお願いいたします。

以上で8番、橋本和之の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（森 雅哉君） 以上で8番、橋本議員の一般質問を終わります。

ただいまより10時30分まで暫時休憩といたします。

休 憩 （午前10時09分）

再 開 （午前10時30分）

○議長（森 雅哉君） 休憩を閉じて再開いたします。

続いて、1番、畑中議員の登壇を許可いたします。

1番、畑中議員。

[1番（畑中弘司君）登壇]

○1番（畑中弘司君） 議席番号1番、畑中弘司です。議長に登壇の許可をいただきましたので、通告に従い、質問いたします。

本日、12月8日は真珠湾戦争開戦ということで、歴史に感謝をしながら、しっかりと今の責任を全うしていこうと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

まず初めに、今後のまちづくりを行う上で、心がけていることや目標としていることについて質問をいたします。早いもので、私自身、議員の職をいただいて、1年9か月がたとうとしております。3月にもなりますと来年度の予算審議が始まり、任期の4年の中で、自身が誓った町民のために行う政治と将来誇れる町を残していきたいという信念の下、町民の方々に誤った認識でいたずらな発信をするのではなく、真実を正確に伝え、説明してまいりたいと考えております。

そこで、町長を初めといたします執行部の方々は、ここ数年、急速な町政の進展を進めてきました。今後のまちづくりで心がけていること、または目標としていることについてしっかりと確認をしておきたいと思っておりますので、どうか高橋町長にご答弁をお願いいたします。

○議長（森 雅哉君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 質問にお答えします。

現在、議員に工程表をお示ししておりますなかさと公園のキャンプ場整備や東部テナント施設整備、更に赤岩チャレンジショップ設置、スケートパークについては、着実に事業を進めてまいります。また、小中一貫校の整備や赤岩地区の再生、更には空き家問題など、まちづくりの課題は多岐にわたります。これらの事業を進めるためには、資金確保と民間との連携が不可欠であると考えております。資金調達については、ふるさと納税制度の活用のみならず、クラウドファンディング、国の補助金の活用、町有財産の売却など、多様に取り組んでおります。加えて、新たな工業団地の開発に着手し、現在の工業団地、商業用地とともに、町の経済基盤の強化を図ってまいります。これにより、将来の持続可能な財源確保と雇用創出を実現したいと考えております。

また、行政サービスの多様化が進む中で、職員の人数に限りがあることから、効率的な運営体制が求められております。ほかの自治体では、民間との連携により地域商社を設立し、業務の負担を分散しながら、行政サービスの質を維持向上させております。本町においても、こうした取組みについての検討を進め、理解を深めてまいりたいと思います。

次に、まちなぎわい創出についてですが、交流拠点の整備やイベントの充実に力を入れる方針であります。ただし、現在の町主催イベントは開催頻度が増しているため、職員の負担が増加している現状があります。この課題に対応するために、イベントの集約化や効果が薄いイベントの廃止、更には民間事業者への運営委託を検討してまいります。

また、まちづくりにおいては、先を見据えた計画が重要であります。利根川新橋の架橋の完成に合わせ、その周辺エリアの開発、特に道の駅などの整備については、次期総合計画に盛り込みたいと考えております。これらの取組みは、千代田町の移住定住を促進し、移住に取り組んでまいりたいと考えております。町の活性化にもつながると考えております。

更に、千代田町として、攻めのガバナンスを目指します。そのためには、業務改革に挑戦し、生産性の向上や人材育成を進めることが不可欠であります。具体的には、業務のスクラップ・アンド・ビルド、電子化の推進、研修や自己成長の機会の拡充を図り、職員の主体的に考え行動できる組織づくりを進めてまいりたいと考えております。よく思うのですけれども、やはり真剣だと知恵が出ているのです。更には中途半端だと愚痴が出るのですよね。いいかげんだと言い訳が出ますから、この辺を徹底して職員の人材育成も図ってまいりたいと考えております。

こうした改革によりまして、限られた人員でも質の高い行政サービスを提供しまして、町民満足度の向上と持続可能な町政運営を実現してまいりたいと思います。

以上が私が心がけているまちづくりの基本方針と目標です。千代田町が将来にわたり発展し続けられるよう、誠実に取り組んでまいりたいと思います。

今日は12月8日、先ほど議員の冒頭でもありましたように、ちょうど真珠湾攻撃が行われた日なの

です。山本五十六艦隊が、私の尊敬する方なのです。「やってみせ」という言葉があります。まちづくりがテーマですけれども、この基本というのは、12月8日、真珠湾攻撃をくれて敗北いたしました。第2次世界大戦に突入したわけです。敗北したことがきっかけで、いろんな苦勞を日本もしながら今があると私は考えております。

そのようなことを踏まえた中で、今後のまちづくりをより一層住みやすい町にしていければと、こう考えていますので、よろしく願いいたします。

○議長（森 雅哉君） 1番、畑中議員。

[1番（畑中弘司君）登壇]

○1番（畑中弘司君） 先ほどのご答弁の中で、今後のたくさんの課題を解決していくには資金の確保と民間との連携が不可欠であると言っておりました。民間に協力をいただくことは、大変重要なことであると考えております。

そこで、こういった政策が進んだ場合、民間で所有する土地の利用方法というものも見直しをしていただきたいと思います。1つ例を取りますと、埼玉県からの玄関口とも言えますふれあいタウン西側にあります商業用地ですが、10年来、手つかずのまま草むらとなっております。景観も含め、非常にもったいない感じがしております。当時、どのような目的で購入し、これまでの経緯は分かりませんが、民間との連携として、町が望む本来の利用方法というものをしっかりと所有者に伝え、見直しをしていくべきではないかと思いますが、高橋町長のご見解をお願いいたします。

○議長（森 雅哉君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 商業用地ですけれども、マナベさんが入ったり、あとはジョイフル本田さんが入ったり、あと一つ大きな商業用地が空いているわけですけれども、今交渉中なのですけれども、たしか私の記憶ですと25年ぐらい前に計画ができた中で、あそこに住宅地も造っていこうということだったと思うのです。三百十何区画ですかね。残りが今77ぐらいになっていますけれども、住宅地ができます。人口増を目指します。そうしますと、そこに商業用地も造っていこうという計画だったと思うのです。たしか、もう25年前ですから、ジョイフルさんが来ました。そのほかに幾つかの商店街も来ました。マナベさんが来て、今大きなあそこも空いています。更には余剰地がありますから、そこにスケートパークを造っていこうと。人のにぎわいを創出するためです。更には、凸版印刷さんが当時あそこを購入していただきました。ちょうど手押しの信号の左側ですけれども、こちらから行くと手前の左側ですけれども、あそここのところにたしか凸版印刷さんが寮を造る計画だったと記憶しております。もう今から十四、五年ぐらい前だと思っておりますけれども、その寮が向こうの明和さんのほうに造られてしまった経緯もございます。ですので、あそこも商業用地ですから、あそここのところに何かを造って、また凸版さんのほうともアプローチはかけているのですけれども、あそここのところも活用していければと。凸版さんと相談しながら、幾つかそのような提案があります。

それと、今現在、今から十数年前に購入された方が、あそこのところの今空いている土地があるのですけれども、あれもいよいよ動き出すという状況になっています。まだ具体的にお話しできませんが、そのようなこともあります。更には、土地開発公社のほうから町へ寄附をいただきながら、それを活用しながら、あそこに20坪の3店舗を購入いたしまして、1店舗は観光案内所と、あとは販売所を移動させて、そこのところに残りの2店舗のほうは更に募集をかけて、今月中ぐらいにある程度目安はこの業者ということをお示しをしていきたいと、こう考えております。一つは、凸版印刷さんがあそこのところに購入した寮を造ります。当時、私がある結婚式に呼ばれて行ったら、当時の明和さんの恩田町長のほうからお話いただきまして、高橋さん、申し訳ないけれども、あそこのところに寮を造りますと。そんなお話をいただいて、私は留任していたときですから慌てて電話入れました。行政のほうに。そうしましたら、行政のほうもまだそれは誰も分からなかった。現実。それが十数年前の話であります。そんな経緯もありました。ですので、これから、凸版印刷さんのほうにはアプローチもかけているのですけれども、あそこの活用方法も考えていきたいと、こう考えています。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 1番、畑中議員。

[1番（畑中弘司君）登壇]

○1番（畑中弘司君） 初めてそういった事実をお伺いして、たればの話はしたくはないのですが、そういったことが早く進んでいけばもうちょっと町にも変化があったのかなと、そんなことを感じました。私の見解ですが、当時こうして町で行った事業も多額の資金が投入されていたはずですが、販売は終了しましたが、時の行政が掲げた事業の目的から大きくかけ離れたこの現状を見ますと、やりっ放しで終わりではなく、行政の責任として、昔は進めたくてもできなかったことも、発想の転換や事業の進め方の違い、当然のことながら資金の確保も含めて、本年度進めている東部地区の商業施設や公園整備事業のように変化を与えていただきたいです。どうか民間の発想なども取り入れ、さらなる進展をお願いを申し上げながら、次の質問に移らせていただきます。

次の質問では、先ほどから重要とされる財源確保というところで、本町の歳入で大きな役割を占める2つについて質問をいたします。1つ目は、ふるさと納税事業です。本町では、平成20年より実施された本事業でございますが、事業開始をした当時では、年間6万円程度の寄附でありました。平成24年にはゼロ円という年もあった中、徐々に成長を続け、現在では30億を超える事業となり、新規事業として、給食費の無料化や手厚い福祉事業で、小さな子供からお年寄りまで幅広く安心して暮らせる町、また将来に希望が持てるように計画的な積立てを行えるほどとなりました。

そのようなふるさと納税事業であります。年々厳しくなる国の制度、競争の激しい現状を考えますと、本事業での納税額の維持、または事業の拡大はとても難しいと考えますが、今後の考慮と工夫について、須永総合政策課長にご質問をいたします。

○議長（森 雅哉君） 須永総合政策課長。

○総合政策課長（須永洋子君） ご質問にお答えします。

ご心配いただいておりますように、ふるさと納税制度は頻繁に制度改正が行われており、その都度行政として対応を求められる状況にあります。直近においても、令和5年10月の上限経費率5割の計算に含める対象経費の拡大や、今年10月のポータルサイトが付与するポイント等の禁止など、重要な変更がございました。令和5年の改正では、ポータルサイト側が対象外としていた経費や寄附受領証等の書類関係が対象経費に含まれることとなり、全ての返礼品における寄附金額を再計算する作業が発生し、大きな事務負担を伴いました。今年度においては、経費率の超過による指定取消し事例も初めて確認されており、指定取消し処分を受けた場合には2年間のふるさと納税募集停止が科されることから、担当者による緻密な計算とともに、慎重な運営が求められております。

また、今年度に関しましては、ポイント付与が可能であった9月末までを大きなチャンスと捉え、主力返礼品であるビールの価格調整を実施いたしました。メーカーや酒販店など関係者と連携し、複数の品目について、9月に1か月限定で値下げを行い、寄附者の増加を目指しました。

また、検索連動型広告など費用対効果の高い広告を集中的に展開し、結果として、前年同月比で500%以上、月間12億4,800万円の成果を上げることができました。主力返礼品の選定と工夫、広告運用の改善が奏功したものと考えております。

今後につきましても、さらなる寄附者の増加を目指し、制度改正の柔軟な対応を維持しながら、地域資源を生かした返礼品開発や広告戦略の最適化に取り組んでまいりたい所存でございます。議員の皆様におかれましても、引き続きご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 1番、畑中議員。

[1番（畑中弘司君）登壇]

○1番（畑中弘司君） 先ほどのご答弁の中で、費用対効果の高い宣伝広告というお話もございました。本年の工夫として、新たに採用した商品やキャッチフレーズを用いたSNS等での発信もございましたが、そちらの効果もあったのではないかと感じております。須永課長として、こちらのご見解をお願いいたします。

○議長（森 雅哉君） 須永総合政策課長。

○総合政策課長（須永洋子君） ご質問にお答えいたします。

先ほどご質問にありました2点については、私としましても効果があったと感じております。今年度の新規返礼品としましては、お米の拡充、2品目増やしたところですか、あと洗濯用洗剤、こういったところを取り組んだところが大きかった、そこが1点。あと、更に、じゃないほうの千代田キャンペーンというのを行いました。こちらにつきましても、シティプロモーションの戦略の一つでございました。本町の関係人口の拡大や認知度向上、そういったところを目的に展開をさせていただきました。千代田町の魅力を多くの方に発信するために行ったキャンペーンですけれども、T i k T o

kのショート動画ですとか、あとSNSのフォローキャンペーンですとか、あと東京メトロの千代田線に広告を出す、あとはリアルイベント、そういったことを総合的に行いまして、千代田町を広く知っていただけたのかなと思っております。そういった関係人口などの分母を広げたことで、千代田町にはビール工場があるのだとか、千代田町はふるさと納税頑張っているのだなというところからふるさと納税にも興味を持っていただけた、そのように考えております。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 1番、畑中議員。

[1番（畑中弘司君）登壇]

○1番（畑中弘司君） 先ほど課長がご答弁いただいたとおりの、自分もそんな効果の感触を感じております。最近ではメディアで取り上げられることも多くなり、様々な面で多くの方が本町を知っていただく機会も増えてきたのかなと同時に、地元で取れるお米などを取り入れることで町民の方が活躍できるなど、相乗効果があったのではないかと感じております。中には、この財源を一時的なお年玉などと表現される方もおりますが、私はあらゆる新規事業で令和の時代、本町を支えている大切な財源であると思っております。以前とは違う困難な環境になりつつある中、金額や順位を考えるのではなく、今後の本町の観光、経済、魅力を支えられるような総合的な観点と併せて、今後の計画と戦略を考えていただきたいと思いますと思っております。

次の質問に移らせていただきます。本町の町税では、ここ数年少しずつ上昇傾向にあります。これは、今まで行ってきたあらゆる政策の効果が現われてきた成果なのではないかと感じております。

そういった中、最近では、米価の上昇から各農家さんの収入が増加傾向になっているのかと感じております。本町でもたくさんの農家さんがおられる中、2月から確定申告も始まります。ここ数年と比較し、税務会計課ではどれくらいの税収を見込んでおられるのか、大谷税務会計課長にお尋ねいたします。

○議長（森 雅哉君） 大谷税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（大谷英希君） ご質問にお答えいたします。

本年度における税収でございますが、畑中議員のご質問の中にもございましたとおり、昨年度と比較して大部分で増収を見込んでいるところでございます。初めに、町民税でございますが、個人町民税においては、賃上げの影響によりまして個人の所得が上昇しており、全体としては令和6年度と比較しまして約6,000万円の増を見込んでおりますが、令和6年度においては定額減税が実施されておりましたので、うち4,700万円が定額減税の終了による見込みとなっておりましてございます。

また、法人町民税では、国内外の経済状況が堅調でありまして、企業業績も回復基調を維持していることから、前年度比約3,500万円の増収を見込んでおります。

続いて、固定資産税でございますが、土地については、第三工業団地における企業の用地取得、建物については、第二工業団地における工場や倉庫の新築、償却資産については企業の設備投資が進ん

だことなどにより、前年度比約1億円の増収を見込んでいます。

続いて、軽自動車税でございます。課税客体における大幅な数値の移動はございませんが、年次的に新税率車両への買換えが緩やかに進んでいるということから、前年度比約50万円の増収を見込んでございます。

続いて、たばこ税でございます。ここ数年、たばこの販売本数が減少に転じており、健康志向の高まりにより喫煙者数が減少していることが理由として考えられます。この傾向については続くものと想定しておりまして、税収については前年度比約50万円の減収を見込んでおります。

最後に、都市計画税でございますが、固定資産税と同様の理由によりまして、前年度比約600万円の増収を見込んでございます。合計いたしますと、現時点で全体では約2億円の増収を見込んでおりますが、令和7年度予算との差額については精査を行った上で、3月議会定例会に補正予算として計上させていただく予定でございます。

また、米の買取り価格上昇に伴う影響でございますが、令和6年度分から米価が上昇傾向となり、農業に従事されている方の収入についても上昇となる傾向が見られております。しかしながら、物価上昇に伴いまして、肥料や農薬、燃料費などの費用、こちらも上昇していること、また新規に設備投資を行った方もいることなどにより、必要経費についても上昇傾向にございますため、収入から必要経費を差し引いた所得については、全ての方で増加しているわけではございません。農業所得の総計としての額でございますが、令和5年分と令和6年分を比較すると2,500万円程度の増加となっておりますが、農業所得を有する方については、給与や年金など、他の収入がある方も数多くいらっしゃいます。町民税の計算においては、全ての所得を加味して税額の算出を行うため、農業所得に限定をした町民税の増加額を算出することはできかねますが、農業所得を有する方全体の町民税の増加額については250万円程度となる見込みでございます。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 1番、畑中議員。

[1番（畑中弘司君）登壇]

○1番（畑中弘司君） 先ほどの課長のご説明で安心したところがあるのですが、次の質問で、この小さな農家さんたちがそういった経費を償却するのに分からないところがあるので、ぜひとも税務相談窓口で対応していただきたいという質問をしたかったのですが、時間の都合もありますので割愛させていただきます、大変ありがたいご答弁だったと思います。ぜひとも気持ちよく税金を納められるように、そんな対応策というのも考えていただければなど、そのように感じております。

それでは、最後の質問に入らせていただきます。今では国内米のありがたみを日々感じているところで、特に本町では今年行ったふるさと納税事業の返礼品で取扱いをしたお米は大変人気だったという中、農業に関心を持たれる方も増えていくのではないかと想像いたします。本町では、今後、この農業に対して効率的な農業が行えるような機械の大型化が可能な整備などを含めたお考えを赤井産業

振興課長にお尋ねいたします。

○議長（森 雅哉君） 赤井産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（赤井 聡君） それでは、ご質問にお答えさせていただきます。

ふるさと納税の返礼品といたしまして、本年度から新たに取り入れましたお米につきましては、担当課でございます総合政策課に実績を確認しましたところ、在庫の8割強の申込みをいただいております。一部の品種については在庫切れになるなど好評をいただいているところでございます。これも米価高騰が一つの要因かと思われませんが、この米価高騰によりまして、農業者にとっては収入の増加、増産意欲の向上につながっていると同時に、新規就農者の増加等が期待されておるところでございます。一方で、消費者の家計負担増や長期的な米離れの進行が懸念されているところでございます。

本町の農業を取り巻く環境につきましては、高齢化、後継者不在による離農や耕作放棄地の増加など、課題も深刻化しているところでございます。ご質問にあります農地の集積につきましては、農作業の効率化、経営規模拡大、遊休農地の発生防止など、農業経営の安定化につながるものであり、農地中間管理事業による農地の借受け、貸付けを活用しました集積、集約化を促進しているところでございます。

また、耕作放棄地につきましては、町農業委員会によりまして農地利用状況調査、いわゆる農地パトロールでございますが、こちらにより利用状況の調査、農地の所有者に対しまして意向調査、売却及び貸借希望者の方に対しましては、あっせん業務によりまして解消に努めているところでございます。

これらを進めた上での大型機械化を想定した農地整備の計画についてでございますが、現状といたしますと、大規模な土地改良事業等によりまして面的な整備の計画はございません。

土地改良事業につきましては、ほ場、農道、用排水路等の基盤整備によりまして、農業の生産性向上を図る事業でございますが、地元の合意形成、事業費確保、事業期間、賦課金負担等の課題等もございまして、早急な事業実施は現状といたしますと難しいものと考えてございます。

なお、大型機械の導入に支障となります畦畔の除去によりまして区画拡大等、耕作条件の改善に対しまして国補助金や独自の補助金を整備する市町村もございまして、事例の調査研究とともに、農業者ニーズの把握に努めてまいりたいと考えております。

また、地元区長様からの農道や用排水路の整備、補修等の改修等の要望につきましては順次対応してまいりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（森 雅哉君） 1番、畑中議員。

[1番（畑中弘司君）登壇]

○1番（畑中弘司君） ありがとうございます。今後の考えというところですが、本町ではここ10年くらいの間で都市計画道路や利根川新橋アクセス道路など、少し前に説明会が行われ、ある程度の計

画が示されました。計画に伴い用地の買収として、大半が田畑の買収ではないかと考えています。今後を考えたときに、分断された田畑やこれからも農業を営んでいきたいという方も含め、将来的な農地の整理、構想も持って農業改革ということも考えていくべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（森 雅哉君） 赤井産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（赤井 聡君） 議員のご質問にお答えさせていただきます。

議員の発言にございました新橋等アクセス道路の計画の路線につきましては、大半が舞木地内等の農地になってございます。当然農地が買収されることによりまして影響等あるとともに、用排水路等にも影響が出てまいりますので、そういうものの付け替え等の整備につきましても、今後県と相談しながら要望のほうをさせていただければと思います。

以上でございます。

○議長（森 雅哉君） 1番、畑中議員。

[1番（畑中弘司君）登壇]

○1番（畑中弘司君） 少し前に、私たち議会と農業委員会のほうで今後の農業についてということで意見交換を行い、耕作者の高齢化と後継者不足による耕作放棄地や遊休地、または整備が行き届いていない田畑など、多くの問題を知る機会をいただきました。私は、地域を問わず、大切な地場産作物を生む今後の農業を考えたときに、行政では解決できない集積や集約などの問題に対しては、地元との協力をいただきながら、本町の魅力の一つでもあります農業に対して整備や環境も整えていかなければならないのかなと思っておりますので、どうか町政の展望としてのご検討をお願いを申し上げます、本日、私からの一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（森 雅哉君） 以上で1番、畑中議員の一般質問を終わります。

これで通告者全員の一般質問を終わります。

○次会日程の報告

○議長（森 雅哉君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

明日9日は午前9時から開会いたします。

○散会の宣告

○議長（森 雅哉君） 本日は以上をもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 （午前11時07分）

令和7年第4回千代田町議会定例会

議事日程（第2号）

令和7年12月9日（火）午前9時開議

- 日程第 1 議案第42号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 日程第 2 議案第43号 群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取り止めに伴う財産処分に関する協議について
- 日程第 3 議案第44号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について
- 日程第 4 議案第45号 千代田町自転車等の放置の防止及び適正な処理に関する条例の制定
- 日程第 5 議案第46号 千代田町赤岩宿再生事業キッチンコンテナの設置及び管理に関する条例の制定
- 日程第 6 議案第47号 千代田町東部住宅団地拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定
- 日程第 7 議案第48号 千代田町ふれあいスケートパークの設置及び管理に関する条例の制定
- 日程第 8 議案第49号 千代田町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定
- 日程第 9 議案第50号 千代田町緑地管理整備基金条例及び千代田町地域福祉基金条例を廃止する条例
- 日程第10 議案第51号 令和7年度千代田町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第11 議案第52号 令和7年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第2号）

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（11名）

1番	畑	中	弘	司	君	2番	茂	木	琴	絵	君
3番	金	子	浩	二	君	4番	橋	本	博	之	君
5番	原	口		剛	君	6番	大	澤	成	樹	君
7番	酒	卷	広	明	君	8番	橋	本	和	之	君
9番	大	谷	純	一	君	10番	柿	沼	英	己	君
11番	森		雅	哉	君						

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	高橋純一君
副町長	宗川正樹君
教育長	田島育子君
総務課長	茂木久史君
総合政策課長	須永洋子君
会計管理者兼 税務会計課長	大谷英希君
住民生活課長 住民係長	坂本里実君
保健福祉課長	久保田新一君
産業振興課長兼 農業委員会 事務局長	赤井聡君
建設下水道課長	坂部三男君
都市整備課長	大川智之君
教育委員会 教育事務局長	森田晃央君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	下山智徳
書記	山邊悠以
書記	鈴木貴士

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長(森 雅哉君) おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第4回千代田町議会定例会2日目の会議を開きます。

○議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森 雅哉君) これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、議案第42号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長(高橋純一君)登壇]

○町長(高橋純一君) 改めまして、皆さんおはようございます。議案第42号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、群馬県市町村総合事務組合の組織団体である「太田市外三町広域清掃組合」の名称が令和8年4月1日から「太田市外三町清掃斎場組合」に変更となること、また災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づく災害弔慰金の支給等に関する事務の群馬県市町村総合事務組合における共同処理について、令和8年8月31日をもって取り止めることに伴い、群馬県市町村総合事務組合規約を変更することについて、関係団体の議会における協議が必要なため、協議書の議決をお願いするものがあります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長(森 雅哉君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(森 雅哉君) 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(森 雅哉君) 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第42号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（森 雅哉君） 起立全員であります。

よって、議案第42号は原案どおり可決されました。

○議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 雅哉君） 日程第2、議案第43号 群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取り止めに伴う財産処分に関する協議についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第43号 群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取り止めに伴う財産処分に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づく災害弔慰金の支給等に関する事務の共同処理の取り止めに伴う財産処分を行うことに伴い、関係団体の議会における協議が必要なため、協議書の議決をお願いするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（森 雅哉君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第43号 群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取り止めに伴う財産処分に関する協議について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（森 雅哉君） 起立全員であります。

よって、議案第43号は原案どおり可決されました。

○議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 雅哉君） 日程第3、議案第44号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に關す

る協議についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第44号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、群馬県市町村公平委員会を共同設置する団体である「太田市外三町広域清掃組合」の名称は、令和8年4月1日から「太田市外三町清掃斎場組合」に変更となること、また群馬県市町村公平委員会を共同設置する団体に、みどり市が令和8年4月1日から加入することに伴い、群馬県市町村公平委員会共同設置規約を変更することについて、関係団体の議会における協議が必要なため、協議書の議決をお願いするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（森 雅哉君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[[「なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[[「なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第44号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（森 雅哉君） 起立全員であります。

よって、議案第44号は原案どおり可決されました。

○議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 雅哉君） 日程第4、議案第45号 千代田町自転車等の放置の防止及び適正な処理に関する条例の制定を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第45号 千代田町自転車等の放置の防止及び適正な処理に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

放置自転車等について、歩行者、特に高齢者や目の不自由な方等への危険な障害物となり、また災害時においても避難救助活動の妨げとなります。本町では、公共施設をはじめ、公園や町道などの町有地における自転車等の放置防止及び適切な処理について必要な事項を定めることにより、町民の安全で快適な生活環境を確保することを目的として制定したいと考えております。

詳細については、総務課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（森 雅哉君） 茂木総務課長。

○総務課長（茂木久史君） おはようございます。それでは、議案第45号 千代田町自転車等の放置の防止及び適正な処理に関する条例の制定につきまして、詳細説明を申し上げます。

本条例案につきましては、全13条で構成されているものでございます。第1条から逐条ごとにご説明を申し上げたいと思います。

それでは、まず目的でございますが、第1条に規定されております。一部ただいま町長のほうが申し上げました提案理由と重複することがございますが、この第1条の目的につきましては、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律、いわゆる略しまして、自転車安全対策法に基づきまして、自転車等の放置の防止及び適正な処理について必要な事項を定めるものでございます。ひいては町民の安全で快適な生活環境を確保することを目的とするものでございます。

次に、用語の定義となりますが、第2条に規定しておりますところでございまして、本条に係ります用語の意義を規定するものでございます。第1号から第6号まで、第1号の自転車から第6号までの所有者等の意義を規定しているものでございます。

次に、町の責務といたしまして、第3条で規定するものでございますが、この第3条第1項では、町は放置の防止に関して指導、啓発その他の対策を推進するための施策の実施に努めることを規定しております。また、第2項におきましては、施策を実施する上で必要に応じて道路管理者、警察署その他関係機関と協議を行うこと、又はこれらに協力を要請することができることを想定しております。

次に、第4条では、自転車等の所有者等の責務を規定しております。第4条第1項では、町が実施する施策に所有者等は協力しなければならないこと、第2項におきましては、所有者等は防犯登録を受けなければならないことを規定しております。

次に、第5条におきまして、施設の設置者等の責務ということで規定しておりますが、この施設の設置者等につきましては、条文にございまして、官公署、学校等の公益的施設の設置者など、その他スーパーマーケットや遊戯場等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者等の責務を規定しているものでございます。

次に、第6条では、自転車等の小売業者の責務について規定しております。第1号は、購入者に対

しまして、防犯登録を受けることの勧奨に努めること、第2項では、町が実施する施策に協力しなければならないことを想定しております。

次に、第7条でございますが、放置の禁止を規定してございます。ここにありますとおり、何人も、正当な理由はなく町有地等に自転車等を放置してはならないことを規定するものでございます。

次に、第8条でございますが、こちらは放置された自転車等に関する調査について規定しております。第1項では、放置された自転車等の状況及び所有者等を調査することができるということ、それから第2項におきましては、調査に当たりましては、警察署その他の行政機関への照会等による調査方法を規定するものでございます。

次に、第9条、第10条及び第11条におきましては、放置自転車等に対する措置を規定しております。

まず、第9条では、所有者等に対して、町有地等に自転車等を放置しないよう指導することができることを規定するものでございます。

次に、第10条では、前条の指導を行ったにもかかわらず、相当の期間にわたり放置が継続しているときには、所有者等に放置しないように命ずることができることを規定しております。

更に、第11条におきましては、第1項で、前条の命令を行った日から相当の期間にわたり放置が継続しているときには、自転車等を撤去し、保管することができることを規定してございます。更に、第2項におきましては、撤去及び保管する場所、係留器具等の切断その他必要な措置を講ずることができること、あわせて、この措置により生じた損害の賠償の責めを負わないことを規定するものでございます。

次に、第12条では、保管した自転車等の措置につきまして規定するものでございまして、第1項におきましては、自転車等を保管したときには、必要事項を一定期間公示しなければならないこと。次に、第2項では、所有者等が判明した場合、所有者等に対して期限を定めて自転車等を引き取るよう通知しなければならないこと。それから、第3項におきましては、公示の日から起算して6月を経過してもなお自転車等を返還できない場合には、自転車安全対策法第6条第4項の規定によりまして、所有権が町に帰属することを規定するものでございます。

最後に、第13条の委任でございますが、この条例の施行に関しまして必要な事項を、条例施行規則で別途定めるものでございます。

なお、この条例の第2条第3号、条例第10条、条例第11条第1項に規定する相当の期間については、こちらの条例施行規則の第2条第2項で14日間とするものでございます。

また、条例第10条に規定する指導につきましては、同施行規則第3条第1項で注意札の貼り付けを行うこととなっております。

次に、条例第11条に規定する命令につきましては、同施行規則第3条第2項で、警告札の貼り付けをもって行います。

それから、条例第12条第1項に規定する公示は、施行規則第4条第1項で期間を6か月として、放

置場所、撤去年月日、防犯登録番号などの8項目を規定するものでございます。

このほかにも自転車等の保管台帳の整備または返還通知の様式、自転車等の受け取りの様式と同様に、条例の施行規則のほうで定めるものでございます。

また、附則でございますが、施行期日といたしまして、令和8年1月1日とするものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（森 雅哉君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

9番、大谷議員。

[9番（大谷純一君）登壇]

○9番（大谷純一君） おはようございます。何点か質問があるのですけれども、昨今テレビなどで自転車に限らず、車も放置されたりとかと言って、ナンバーを取っただけだと製造番号が分かるので、そこから割り出していくのですけれども、そこも削ったりとかと悪質なところ、そういう自治体もあるそうなのですけれども、本町に限っては取りあえず自転車ということなののですけれども、今、例えば本町で認知しているこの放置自転車というのが分かれば結構なののですけれども、どのぐらい認知台数、放置されているという認識なのでしょうかということと、あと条例の中で第11条の下の方に、「町長が定めた場所に保管することができる」とありますが、この町長が定めた場所というのは、どういうところを想定しているのかということと、あと最後の第12条の第3項に「町に帰属する」とあるのです。そうした場合、放置自転車がある期間を経ますと、その所有権が町に帰属するという意味合いだと思うのですが、そうした場合に例えばよほど古い自転車であれば処分するとか、あるいは再利用可能であれば、何とか入札とか、転売というか、町が町民に払下げをするととか、いろいろ考え方はあろうかと思うのですが、その辺どういうお考えなのかをお聞かせください。

○議長（森 雅哉君） 茂木総務課長。

○総務課長（茂木久史君） 大谷議員のご質問にお答えしたいと思います。

初めに、放置自転車等の町が確認している認知件数、台数についてでございますが、現時点では把握はしておりません。現在問合せあるいは町民の方からそういったご連絡などは現時点では受け止めておりませんので、台数ゼロという形で認識しております。

2点目の11条の町長が定めた場所ということでございますけれども、こちらについては役場の敷地内の保管、敷地内の特定のスペースに放置自転車を保管という形で考えてございます。

また、3点目の12条、町に帰属という形で、一定期間、6か月を経過してもなお返還ができないときには、町に帰属するという形になっておりますが、自転車の状態がよければ、町でほかの町民の方にご利用いただくとか、施設に備え付けてご利用いただくとか、場合によっては再利用で地域の方にお譲りするとか、町の公用のために利用するとか、いろいろ考えられると思いますので、その辺は自転車の台数や状況、状態によって適宜判断していければというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（森 雅哉君） 9番、大谷議員。

○9番（大谷純一君） 放置しているのだからというお考えというのは分かるのですけれども、例えば保管場所といったときに、それをわざわざ既存の車庫みたいなのところがあって、その中に入れるというのだったらあれですけれども、これがまだ台数がゼロということなのでいいのですけれども、それが極端に増えてきた場合に、収め切れないなんていう事態も想定されるので、その辺は適宜何か対応というのは考えられるのでしょうか。

○議長（森 雅哉君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 今、総務課長が述べたように、我々のところは駅もない。ですので、そんなに大量の自転車の放置は、今の段階では想定はしていません。ただ、想定外もありますから、そのときはケース・バイ・ケースで、ここにも車庫もあります。先ほど言ったように、乗れる6か月間の一定期間は置くのですけれども、それが過ぎた場合は町に帰属するという状況なのです。乗れる自転車はリサイクルで、また町民の皆さんに乗ってもらうなり、この学生服と同じように、リユース、リサイクルをしながら使っていただく。どうしてもこれはもう乗ることはできないという状況の場合は、これはもう処分なりするという状況をつくっていかうと、こう思っています。

この根底にあるのは、先ほども私のほうから述べさせていただいたように、目の不自由な方とか、町民が安心して暮らせるように、妨げにならないように、そのようなことを条例化しておかないと、そういう安全なまちづくりという観点から見ると、なかなかそれもできないのかなという部分で、大量にこれがどこかに放置されたりというのはないとは思いますが、もしされた場合は逐次その辺は対応を考えていく必要があるかということで、この条例を定めさせていただいています。

以上です。

○議長（森 雅哉君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第45号 千代田町自転車等の放置の防止及び適正な処理に関する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（森 雅哉君） 起立全員であります。

よって、議案第45号は原案どおり可決されました。

○議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 雅哉君） 日程第5、議案第46号 千代田町赤岩宿再生事業キッチンコンテナの設置及び管理に関する条例の制定を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第46号 千代田町赤岩宿再生事業キッチンコンテナの設置及び管理に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、千代田町赤岩地内において現在建設工事を行っている千代田町赤岩宿再生事業キッチンコンテナについて、施設完成後の供用開始に向け、施設の設置のほか、使用対象者や使用料など、必要な事項を定める条例を制定するものであります。

詳細については、総合政策課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（森 雅哉君） 須永総合政策課長。

○総合政策課長（須永洋子君） 議案第46号につきまして詳細説明を申し上げます。

お手元の条例をご覧くださいと思います。まず、第1条の趣旨では、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、千代田町赤岩宿再生事業キッチンコンテナの設置及び管理に関し、必要な事項を定めることとし、次の第2条の設置では、地域全体の活力と魅力を高めるため、地域のにぎわい創出、関係人口拡大の拠点施設として、また災害時には炊き出し等の避難所支援施設として、キッチンコンテナを設置することを規定しています。

第3条の名称及び所在地では、施設の名称を赤岩ベースに、所在地を千代田町大字赤岩148番地の1と定めています。

第4条の施設構成では、キッチンコンテナが北と南と駐車場で構成することを規定しています。

第5条の業務では、当該施設の業務を示すものでございます。

第6条の開館時間等及び休館日では、使用の許可を受けた者が町長と協議し定めることとし、第7条の使用対象者では、使用できる者の範囲を定めるものでございます。

第8条の使用期間では、第1項において、1年とすることを定め、第2項において、3年を限度として1年ごとの更新により延長できることを規定しています。

第9条の使用許可では、第1項において、あらかじめ町長の許可を受けなければならないことを定め、第2項において、許可内容の変更や更新の際に準用することを規定しております。

第10条の使用許可の取消し等では、第1項第1号から第5号までに該当する場合には、取消し等となることを定め、次の第11条では、目的外使用や権利の譲渡、転貸の禁止を規定しております。

第12条は、使用料についての規定となりますが、別表において使用料の額を定めております。

第13条第1項では、保証金についての規定となり、第2項では、減額、免除に関し規則で定める旨を規定しております。

第14条及び第15条は、還付に関する規定となります。第14条では、使用料は還付しないこととしておりますが、ただし書により例外規定を設けております。

次に、第16条では、居住のための使用を禁止しております。

第17条では、使用期間満了時等の際に、原状回復することを規定しております。

第18条では、故意に施設等を損傷した場合などの損害賠償について規定し、次の第19条の委任では、この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定めることとしております。

最後に、附則第1項の施行期日では、施行期日を公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日とし、第2項の準備行為では、施行日前においても、この条例の実施のために必要な準備行為をすることができることを規定しております。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（森 雅哉君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

9番、大谷議員。

[9番（大谷純一君）登壇]

○9番（大谷純一君） 何点か質問があります。

1点目は、なぜ家賃5万円で、電気、ガス、水道といった光熱費が込み込みという設定になったのか。チャレンジショップだからというご説明が以前あったと思うのですが、5万円というのは、市場調査の上とたしかご説明があったかと思えます。町内に和食や中華系の飲食店およそ10店舗ぐらいあるかと思いますが、電気、ガス、水道などの光熱費がおおよそ幾らくらいかかっているかというのをその町内の業者にヒアリングは行ったのでしょうか。

2点目は、込み込みということは、使用料が各店舗によってばらばらということになります。想定として5万円の範囲内で収まるという確証はなく、8万円だったり10万円だったり、可能性的にはあるわけです。想定は幾らくらいの光熱費を想定しているのか。また、不確実な金額を補助する形となるわけでありましたが、予算措置をどう講じるのか。

3点目として、昨今光熱費が高騰する中、チャレンジショップを優遇すると、既存の飲食店から私たちは補助してくれないのかとなりかねないですが、どうぞ説明なされるのか。

4点目として、全員協議会でも申し上げましたが、又貸しは民法での違反行為というのは承知しているのですが、いわゆる委託という形で、他店の仕出しや弁当等をつくる行為はどうするの

か。再三危惧していますが、込み込みという設定は、垂れ流しにされてしまう可能性が大なので、それに対して担保する契約がないのではありませんか。

以上4点、ご説明いただきたいと思います。

○議長（森 雅哉君） 須永総合政策課長。

○総合政策課長（須永洋子君） 質問にお答えいたします。

まず、なぜ家賃5万円なのかというところでございますが、この家賃の設定をするに当たりまして、先行自治体の例も多く確認しました。その中で、例えば近隣で言えば館林市さんですとか、佐野市さんとか、中之条町さんのほうにも出向いていろいろお話なども聞いたりいたしました。そんな中で皆さんやはり目的があります。ここはにぎわい創出という目的がございます。募集の際にも、地域イベントに積極的に参加協力できることですとか、町内での開業、起業意思があることですとか、あと災害時の有事の際は、避難所支援施設として協力できることなど、多くの条件といたしますが、求める点が数多くございます。ここは、にぎわい創出と関係人口の拡大を目的としたキッチンコンテナですので、町としましては、行政に頼らず、安定した集客能力を持っている、そういった方と共に将来的には町への出店を検討している事業所さんというところでは、一緒に町を盛り上げてくれる、そういった熱意や意欲のある方に来ていただきたいというところもございます。そういったところも含めまして、ちょっと市場ということなのですけれども、金額設定につきましては、そういったことを総合的に勘案いたしまして、5万円とさせていただいております。

光熱費についての想定は幾らか。店舗によって違ってくるのではないかとすることは、確かに違ってくるとは考えられますが、やはりこういったいろいろな条件を付して募集しているところもありますし、多くの方に手を挙げていただかなければ始まらない事業ですので、そういったところも含めまして、光熱水費込みの5万円とさせていただいております。

あと、又貸しというところなのですけれども、又貸しは民法の612条で禁止されておりますので、そのとおりでございます。委託につきましては、事業所さんで週に何日入るですとか、そういったところを詰めていきまして、なるべく空きがないほうが町は活性化するわけですので、そういったところで委託というところも出てくるかと思うのですけれども、そこについてはしっかり整理しながら、又貸し、委託というところはしっかり詰めていきたいと思っております。

既存飲食店との公平性というところなのですけれども、ここのキッチンコンテナは、1年目は5万円、2年目は6万円、3年目は7万円ということで、そして3年が上限ということでございます。そして、町内の出店を検討していただくということが条件でございます。創業支援という点と、あとは町の活性化というところと、町の思いと事業所さんの思いが一致すれば、町のためにはいいのではないかとということでご説明させていただきたいと思っております。

○議長（森 雅哉君） ヒアリングしたか。

○9番（大谷純一君） 町内の業者にヒアリングしたのか。

○総合政策課長（須永洋子君） ヒアリングしたかというところですが、先行自治体のほかに町内、そうですね。ヒアリングはいたしました。その中で、多い事業所さん、少ない事業所さんございましたが、この程度の金額なら5万円ということであれば、込み込みでいだろうということで結論を出させていただきました。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 9番、大谷議員。

○9番（大谷純一君） 私、この趣旨に賛同していないわけではないのです。にぎわい創出して大いに結構だと思うのですが、例えば上限幾らとかというのだったら、私理解できるのですけれども、そこがもう幾ら使っても5万円というのはちょっと納得いかないのですよね、このご時世。ヒアリングを行ったということなのですからけれども、例えば赤岩、いろんなところにその飲食店ってあると思うのですが、お幾らぐらい例えばガス代がかかっているとか、そういう多いところ、少ないところと今、課長おっしゃいましたけれども、どのぐらいの金額って聞きましたか。

○議長（森 雅哉君） 須永総合政策課長。

○総合政策課長（須永洋子君） ご質問にお答えいたします。

3万円、4万円といったところが多かったように覚えております。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 9番、大谷議員。

○9番（大谷純一君） 火力を必要とする飲食店なのか、そうではないのかというので、ガス代って変わってくると思うのですが、普通の例えば個人宅でも水道代って1万円ぐらいはかかっているかと思うのです。普通の家でもガス代ってやっぱり私ちゃんと計算していますけれども、夏場で8,000円だったり、冬だったり、寒かったりすると、ガス代って余計にかかったりするのですけれども、ある赤岩の飲食店さんはガス代で五、六万かかると私聞いたのです。そうしたときに何かしら町にとって担保することがないと、そのもう幾ら使っても5万円というのは、本当に町にとって負債を背負うようなことになると思うので、その辺を私再考したほうがいいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（森 雅哉君） 須永総合政策課長。

○総合政策課長（須永洋子君） 今回、にぎわい創出ということで、いろいろ担当も研究もしました。その中で1年目、5万円で始めさせていきたい、そのように考えて今回ご提案させていただいております。もちろんこの後、状況を見て変えていくこともあり得るかと思いますが、当初は5万円で始めさせていただきたい。そして、共に町を盛り上げていただける多くの方に手を挙げていただきたい。来ていただかないことには、私たちのこの事業も始まりませんので、そのように考えております。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 先般お話したように、今回のこの赤岩の宿の再生事業というのが大きな目的になっております。その中で、議員が指摘のように、5万円、これは1年、条例のあれを、最後のページ見ていただくと分かるように、5万円、2年目は6万円、3年目は7万円という数字になっていると思うのです。我々は、今現在あそこを担当のほうで調査した結果、8件から9件ぐらいが空き家だ。何とかリノベーションして使えるだろうという想定で、相手方とはまだ接触はしていません。そういう中で、1年目を例えば5万円でそこでやっていただいて、少なくとも2年目、6万円、1万ずつ上げていきながら、自信をつけていただいて、そちらのほうの空き家でも活躍していただこうと、こういう我々の目的もあるわけです。新たなまた方にそこに入っていただくということで、先ほど須永課長のほうから述べましたように、安中市、近くは館林市、佐野市、このような同じような店舗の展開、これを考えていきますと、決して高くはないですか、安くはないですか、そのようなことで5万円という数字をさせていただきました。

また、条例にもうたっているように、駐車場のスペースをイベント等でキッチンコンテナとか、キッチンカーとか、そのようなことを活用する場合は、平米200円いただく。駐車場だけでなく、例えばそこにキッチンカーを週に何回か入れて、そのような形で平米200円いただきながら、にぎわいの創出もやっていこうと。また、先ほど大谷議員のほうから述べたように、質問があったように、そのところを例えば増築なり、そのようなことを先ほどちょっと一番最初に述べたと思うのですけれども、それをやった場合は、そこに書いてある、17条だったかな、書いてあると思うのですけれども、原状回復ということで、原状回復をして、それを返していただきたいということもうたっていると思うのです。

そのようなことを総合的に考えた中で、須永課長をはじめ、担当課のほうがいろいろなところに多分約30、40ぐらいのところに行って、肌感触で空気も読んできながら、いろいろ話ししてきたのだと思うのです。そのような中で、多分8件、9件、9件ぐらいの申込みが正規にあったということなのです。その中で9件ぐらいの申込みがあったという中でも、残念ながら千代田町の方も中にはいるのです。いるのですけれども、若干名だったということなのです。ですので、我々が目的としているのは、赤岩宿、あそここのところのにぎわいの創出というのがでかい大義名分で大きな名分になっています。更には、災害があったときには、そこを国のいろいろ補助金等の関係もありますから、そのようなあそこが拠点にもなるというのが目的でありますので、5万円というのは適切な私は単価かなというふうに考えています。段階的に上げていけますので、そのようなことでご理解していただければと思います。

以上です。

○議長（森 雅哉君） ほかに質疑はありませんか。

3番、金子議員。

[3番（金子浩二君）登壇]

○3番（金子浩二君） チャレンジショップ赤岩ベースについてなのですが、これから町が創業支援を実施して、赤岩宿の活性化と昔のにぎわいをまた再生する。それと災害時の炊き出しを目的とした制度だと思います。創業者支援がリスクを抱えて事業に挑戦できる大変有意義な取組みだと思います。この制度を考えた担当者のご尽力に感謝いたします。

一方で、私は家賃の件なのですが、光熱費込み5万円につきましては、創業したばかりの時期にはやや負担が大きいのではないかと私は考えております。始めたばかりで売上げがまだ安定していない段階において、固定費の重さが一步踏み出す障害になる可能性があるのではないかと。ですので、始めて数か月は低額にするか、また無料期間を設けるなど、挑戦しやすい、チャレンジしやすい環境づくりはどのようなのでしょうか。これからうまくいけば、町で活躍してもらえる存在になると思います。そういうところも考慮して、ことわざにも「損をして得を取る」ということもありますので、創業して数か月は低額にするか、無料という考えもどうか、須永課長、考えをお願いします。

○議長（森 雅哉君） 須永総合政策課長。

○総合政策課長（須永洋子君） ご質問にお答えいたします。

赤岩宿の活性化のために創業支援のために、最初は低額にしたら、もしくは無料にしたらというご質問でございますが、もちろんあらゆる想定はさせていただきました。こういった低額にしたらどうかとか、何か月間かは無料でもいいのではないかと、そういう考えももちろん一つの案としては考えさせていただきました。ですが、今回は1年目は5万円ということにさせていただき、ただ私たちの目的は、町内への出店を最終的には目指してもらいたいという気持ちがありますので、そういった環境づくりのほうでは手だてをしっかりと応援していきたい、支援していきたい、そちらのほうで体制づくりしていきたい、そのようには考えております。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 3番、金子議員。

○3番（金子浩二君） そうですね。いろいろ考えてもらって、5万円というお金を設定していただいたと思います。ぜひともチャレンジしやすい環境づくりをつくっていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（森 雅哉君） ほかに質疑はありませんか。

8番、橋本議員。

[8番（橋本和之君）登壇]

○8番（橋本和之君） 第3条と第5条のところちょっと書いてあるところなのですが、もともとこの赤岩ベース、災害とか防災とかの補助金を使って建てる形なので、災害時に炊き出し等の避難所支援施設としてとか、第5条だと災害拠点機能に関することというのほうたわれているのですが、先ほど町長の答弁もあったし、この間の地区懇談会でももう既に八、九件の申込みがあるということで、その辺のこの災害時に対する協力というのでしょうか、こういったことをうたっているのか

というのをちょっと教えてもらいたいなと思います。例えば炊き出しだけなのか、それともそのスペースはもう炊き出しを応援してもらいながら町でちょっとそこは一時所有させてもらって、何かの支援に充てるとか、その辺の建てつけというのでしょうか、そんなものをちょっと教えていただければなと思います。

○議長（森 雅哉君） 須永総合政策課長。

○総合政策課長（須永洋子君） ご質問にお答えいたします。

こちらの防災拠点機能としても活用するわけですので、災害時にはこちらの施設を町が一旦営業は中断してもらい、こちらの施設を避難所に運んで、そこで炊き出しをするわけですが、そのお手伝いもしていただきたい、可能な範囲でお手伝いしてもらいたい、そのようなお話をさせていただいております。そういったところを同意していただきながら、ご応募のほうを検討させていただいております。

以上です。

○議長（森 雅哉君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

9番、大谷議員。

[9番（大谷純一君）登壇]

○9番（大谷純一君） 誤解のないように申し上げますが、私この事業に反対のわけではないのです。例えば家賃は2万円にして、水道光熱費は借り主負担とするというのが私は譲れない選択肢であります。今の条例案ですと、町の投入する補助金が年間当たり幾らになるのか不透明で、幾らになるか分からないような補助を行政としてすべきではないと考えております。また、場合によっては町が想定外の被害を被る可能性があり、町民の血税が垂れ流しになる可能性があり、看過できません。よって、反対したいと思います。

この後に賛成討論があらうかと思いますが、町の活性だからチャレンジする人を応援したいから賛成とかというのではなく、町に損害がないように担保できるのか、そこをご説明願いたいと思います。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 次に、賛成討論はありませんか。

7番、酒巻議員。

[7番（酒巻広明君）登壇]

○7番（酒巻広明君） 議案第46号の賛成討論をさせていただきたいと思います。

こちらの条例でございますが、先ほど来からお話がありましたとおり、千代田町赤岩宿の再生事業

ということが大きな目的という形になっているかと思えます。その中で、地域全体の活力と魅力を高めて地域のにぎわいの創出、関係人口拡大、拠点施設というのは当然のことなわけですけれども、今回は災害時における炊き出し等の避難所等の支援施設という部分でも大きな役割があるのかと思えます。一概に5万円、6万円、7万円が高いか、安いかというのではなく、やはりこの災害時にもという部分で、やはり町に積極的に協力していただける事業者さんが入ってくれるものだと考えております。

そういった中で、担当課の方々がそういった部分も含め調査研究をした結果、この事業がスタートするのかなというふうにも考えております。町自体は第六次総合計画にのっとって町の事業展開を行っているというのを私は毎回考えながらやらせていただいているのですけれども、その中で基本施策の4というところで、活力ある産業とにぎわいのある町というお題目があって。その中で商業振興というのがあります。そういった中で、商業振興という部分で、町のにぎわいを保つために重要な要素と考えるというところから始まって、いろいろ文章があるのですけれども、商工会等と連携をしながら、各種経営相談だとか、創業とか、新商品の開発研究に関わる支援を継続し、時代の変化に対応しながら、商業の活性化を図っていく必要があるということで、町は目標を掲げているわけです。その目標に向かって担当課のほうが調査研究をして進めているのだというふうに私は考えます。

そういった中で、政策の概要という部分で、③ということで、創業や新商品の開発の推進という項目もあって、その中ではしっかりと町等ですが、商工会ですとか、いろんなところと協力しながら、創業による新規参入や新商品の開発等の支援を進めていくという部分、参入しやすい環境づくりという部分も今回の目的に私は当てはまるのではないかなというふうに思います。

一番最後に、そこには創業支援の一環として、空き店舗等の活用も検討という部分、これは赤岩宿の再生という部分に当てはまっていくのではないかという部分、しっかりと町としてはその総合政策にのっとって進めていく。大谷議員のほうが燃料費というか、光熱費ですか、5万円高い、安いというのがあるって、金子議員のような考え方もあります。創業するというのは、本当に簡単にできるものではないので、やはり当然私たち議員もみんなですっかりにぎわいのあるまちづくりという部分を進めていく必要というのはあるのではないかなというふうに考えます。

以前、赤岩宿といいますと、赤岩の信号の角に焼きそば屋さんがありました。その焼きそば屋さんは本当においしくて、町内はもとより、町外からも多くの方がお見えになっていたような印象が私は子供の頃あります。その再生事業という部分も踏まえながらも、赤岩宿、やはり千代田町というと、赤岩というのが一つのシンボルにもなるのかなというふうにも思います。これからチャレンジしたいという方にサポートをして、新たな千代田町のブランドというものを創出していただければなというふうにも考えておりますし、以前この議場で平成30年のとき、子ども議会がありました。その中で、子ども議員の中から千代田町は飲食店が少ないというお話もありました。その中で、答弁で町側、当時多分町長が答弁したのかと思うのですけれども、そちらの部分はサポートできる、ちょっと

言葉が変わってくるかもしれないですけども、サポートしていきたいというようなニュアンスの前向きな表現もいただいております。当時の子供たちからすると、その子はもう今年で多分22歳になる。大学を卒業する年になるかと思えます。「ああ、私が言った質問が、ああ、千代田町変わったな、飲食店増えたな」という部分にもつながっていくのかなというふうにも考えております。いろんな意味で、しっかりと計画にのっとった事業ということで、今回の条例制定という形になろうかと考えますので、皆さんの賛成のご賛同のほうをひとつお願いいたしまして、私からの賛成討論とさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（森 雅哉君） 次に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第46号 千代田町赤岩宿再生事業キッチンコンテナの設置及び管理に関する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（森 雅哉君） 起立多数であります。

よって、議案第46号は原案どおり可決されました。

○議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 雅哉君） 日程第6、議案第47号 千代田町東部住宅団地拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第47号 千代田町東部住宅団地拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、ふれあいタウンちよだ、上中森地内において現在建設工事を行っている東部住宅団地拠点施設について、施設完成後の供用開始に向け、施設の設置のほか、使用対象者や使用料など必要な事項を定める条例を制定するものであります。

詳細については、都市整備課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（森 雅哉君） 大川都市整備課長。

○都市整備課長（大川智之君） 議案第47号につきまして、詳細説明を申し上げます。

お手元の条例をご覧いただきたいと思います。今回上程させていただいた条例の構成につきましては、同時期に制定する先ほどの赤岩宿再生事業のキッチンコンテナ関連の条例と似た構成となっております。

それでは、条文ごとにご説明をさせていただきます。まず、第1条の趣旨では、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、千代田町東部住宅団地拠点施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めることとし、次の第2条の設置では、地域全体の活力と魅力を高めるため、移住・定住の促進や地域経済の活性化等の拠点施設を設置することを規定しています。

第3条の名称及び所在地では、施設の名称をふれあいテラスに、所在地を千代田町大字上中森1426番地の20と定めています。

第4条の施設構成では、3棟がそれぞれ独立した構成であることを規定しています。

第5条の業務では、当該施設の業務を示すものでありますが、第2号及び第3号については、ふれあいタウンちよだの現地案内所が入る中央棟の業務となります。

第6条の開館時間等及び休館日では、使用許可を受けた者が町長と協議し定めることと規定しています。

第7条の使用対象者では、使用できる者の範囲を定め、次の第8条では、使用期間は、規則で定めることとしています。

第9条の使用許可では、第1項において、あらかじめ町長の許可を受けなければならないことを定め、第2項において、許可内容の変更や更新の際に準用することを規定しています。

第10条の使用許可の取消し等では、第1項第1号から第5号までに該当する場合には、取消し等となることを規定し、次の第11条では、目的外使用や権利の譲渡、転貸の禁止を規定しています。

第12条は、使用料についての規定となりますが、別表において使用料の額を定めています。

第13条第1項では、保証金を使用料の2月分に相当する額と定め、第2項では、規則で定めることにより減額、免除ができる旨を規定しています。

第14条第1項では、更新料を使用料の1月分に相当する額として定め、第2項では、前条第2項と同様に、減額、免除について規定しています。

第15条から第17条までは、還付に関する規定となりますが、第15条の使用料については、還付しないこととしていますが、ただし書により例外規定を設けています。

第16条の保証金については、退去後に還付することとしつつ、未納の使用料などがある場合には、保証金から控除することを規定し、次の第17条の更新料については還付しないこととしています。

第18条では、居住のための使用を禁止しています。

第19条では、使用期間満了時等の際に、原状回復することを規定しています。

第20条では、故意に施設等を損傷した場合などの損害賠償について規定し、次の第21条の委任では、この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定めることとしています。

最後に、附則第1項の施行期日では、施行期日を公布の日から起算して1年を超えない範囲において規則で定める日とし、第2項の準備行為では、施行日前においても、この条例の実施のために必要な準備行為をすることができることを規定しています。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（森 雅哉君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第47号 千代田町東部住宅団地拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（森 雅哉君） 起立全員であります。

よって、議案第47号は原案どおり可決されました。

○議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 雅哉君） 日程第7、議案第48号 千代田町ふれあいスケートパークの設置及び管理に関する条例の制定を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第48号 千代田町ふれあいスケートパークの設置及び管理に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、ふれあいタウンちよだ、萱野地内において現在建設工事を行っているスケートパークについて、施設完成後の供用開始に向け、施設の設置のほか、許可が必要な行為や使用料など、必要な事項を定める条例を制定するものであります。

詳細については、都市整備課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（森 雅哉君） 大川都市整備課長。

○都市整備課長（大川智之君） 議案第48号につきまして、詳細説明を申し上げます。

お手元の条例をご覧くださいと思います。まず、第1条の趣旨では、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、千代田町ふれあいスケートパークの設置及び管理に関し、必要な事項を定めることとし、次の第2条の設置では、体育、レクリエーション及びスポーツの普及並びに振興を図るための施設を設置することを規定しています。

第3条の名称及び所在地では、施設の名称をふれあいスケートパークに、所在地を千代田町大字萱野802番地の7と定めています。

第4条の行為の許可では、許可が必要な行為を定めており、第1項第1号では、競技会を開催するために使用することについて、次の第2号では、物品販売や催しを行う場合については、町長の許可を受けることとしています。

第5条の行為の禁止では、スケートパークの管理に支障を及ぼすおそれのある行為を禁止しています。

第6条の使用の禁止又は制限では、施設の損壊等の理由によりその利用が危険と認められる場合には、利用を禁止し、又は制限することができることを規定しています。

第7条は、使用料についての規定となりますが、第1項において、第4条第1項の許可を受けた場合は、別表に示す使用料を納付することを定め、第2項において、規則で定めることにより減額、免除ができる旨を規定しています。

第8条では、施設等を損傷した場合などの損害賠償について規定し、次の第9条の委任では、この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定めることとしています。

最後に、附則第1項の施行期日では、施行期日を公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日とし、第2項の準備行為では、施行日前においても、この条例の実施のために必要な準備行為をすることができることを規定しています。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（森 雅哉君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

9番、大谷議員。

[9番（大谷純一君）登壇]

○9番（大谷純一君） 1つお尋ねしたいのですが、この条例の中に、例えばこの施設内で使用者がけがした場合に町は責任を負わないというような文言はないのですが、その辺はなくていいものなのか。例えば新しいうちはいいのですけれども、古くなってだんだん壊れてくるとか、コンクリが剥がれてくるとかといった場合に、いろいろ瑕疵の問題とかも出てくるかと思うのですが、そういった場合に、この条例で、私はこの施設内で使用した場合に、当然けがを想定されるようなスポーツですから、ヘルメットして、プロテクターしても。そこが担保されていなくていいものなのかどうかと

お尋ねしたいと思います。

○議長（森 雅哉君） 大川都市整備課長。

○都市整備課長（大川智之君） 大谷議員のご質問にお答えさせていただきます。

施設内でのけが等の取扱いにつきましては、まず施設として傷害保険等には加入をすることを予定しております。また、利用者については、個人の責任において安全対策はしていただく形となっております。ヘルメットの着用ですとか、必要なプロテクター等は利用者の責任において着用を推奨する看板等も設置する予定となっております。長年施設をつくっていく上で、例えばコンクリートが剥がれたとか、そういったことに関しては、その利用者から町のほうに届出をしていただく、連絡をしていただくことになるかと思えます。それを受けまして、必要な対策を講じて、場合によってはその先ほど条例の説明の中で申し上げましたとおり、施設の制限をしたり等して安全対策は確保していきたいと考えております。

以上です。

○議長（森 雅哉君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 雅哉君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 雅哉君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第48号 千代田町ふれあいスケートパークの設置及び管理に関する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（森 雅哉君） 起立全員であります。

よって、議案第48号は原案どおり可決されました。

ただいまより10時30分まで暫時休憩いたします。

休 憩 （午前10時12分）

再 開 （午前10時30分）

○議長（森 雅哉君） 休憩を閉じて再開いたします。

○議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 雅哉君） 日程第8、議案第49号 千代田町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する

る基準を定める条例の制定を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第49号 千代田町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業が創設されたことから、児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、当該事業の設備及び運営の基準について定めるものであります。

詳細については、教育委員会事務局長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（森 雅哉君） 森田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（森田晃央君） 議案第49号につきまして、詳細説明を申し上げます。

まず、条例の概要ですが、児童福祉法の改正に伴い、令和8年4月よりこども園、保育所等に通園していない生後6か月から3歳未満の児童を対象に、保護者の就労要件等にかかわらず、時間単位等で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度が開始されます。そのため、当該事業の設備及び運営に関する基準を条例で定める必要がございます。

それでは、お手元の議案書に基づいてご説明させていただきますので、ご覧いただきたいと思っております。まず、第1条、第2条では、趣旨及び用語の定義を定めております。

第3条は、事業を行う際の最低基準を示しており、明るく、衛生的な環境において、適切な職員を配置し、利用者が心身ともに健やかに育成されることを保障する内容を規定しております。

第4条、町長は、乳児等通園支援事業を行う者、以降「事業者」と申し上げますが、その事業者に対し、第3条で規定した最低基準を向上させるように勧告することができることを規定しております。

第5条、事業者は、最低基準を超えて、常に、設備及び運営を向上させなければならない旨を規定しております。

第6条、事業者は、利用者の人権に対する配慮、地域社会との交流、定期的に外部の評価を受けることなどを規定しております。

第7条、第8条では、事業者の非常災害に対する設備や訓練、安全の確保、安全計画の策定を求めています。

第9条は、事業者が移動のために自動車を運行する際の利用者の所在確認について規定しております。

第10条、第11条では、事業者の職員の一般的条件や知識及び技能の向上について規定しております。

第12条は、事業所と他の社会福祉施設等を併せて設置する場合、事業に支障がない場合に限り、設備及び職員の一部を兼ねることができる旨を規定しております。

第13条、第14条では、事業者は、利用者に対して差別的な扱いや虐待等をしてはならない旨を規定しております。

第15条、第16条では、事業者に対し、衛生管理に努め、必要な措置を講じるとともに、利用者に食事を提供する際は、必要な設備を備えるよう規定しております。

第17条、事業者は、運営における重要事項に関する規定を定めるよう規定しております。

第18条から第20条では、事業所には、職員、財産等を明らかにする帳簿を整備するとともに、職員には、業務上知り得た秘密の保持、利用者等からの苦情に対する適切な対応を講じるよう規定しております。

第21条では、乳児等通園支援事業として、一般型と余裕活用型の2種類があり、一般型は事業専用の枠で保育を行うのに対し、余裕活用型は利用定員に余裕があり、こども園等の既存の枠を活用する方法である旨を規定しております。

第22条から第24条では、一般型にて事業を行う場合の設備基準、職員配置、支援内容について、第25条では、保護者との連絡や支援内容について、理解及び協力を得るよう努める旨を規定しております。

第26条では、余裕型にて事業を行う場合の設備及び職員の基準について規定しております。

第27条では、第24条及び25条の一般型についての規定を、余裕活用型においても準用する旨を規定しております。

第28条では、事業者は、必要な記録等について、書面に代えて電磁的記録により行うことができる旨が規定されております。

最後に、この条例は、令和8年4月1日から施行することとしております。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（森 雅哉君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第49号 千代田町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（森 雅哉君） 起立全員であります。

よって、議案第49号は原案どおり可決されました。

○議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 雅哉君） 日程第9、議案第50号 千代田町緑地管理整備基金条例及び千代田町地域福祉基金条例を廃止する条例を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第50号 千代田町緑地管理整備基金条例及び千代田町地域福祉基金条例を廃止する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成2年に設置した緑地管理整備基金及び平成3年に設置した地域福祉基金について、現在の社会情勢や本町の将来における行財政事業等を踏まえ、基金の管理運営に関する必要性の見直しを行った結果、基金の設置目的に照らして所期の目的が達成され、一定の役割を終えたことから、これら2つの基金条例を廃止し、基金全体の整理統合を進めることで、更なる適正な基金の運用管理に努めてまいります。

また、2つの基金条例の廃止に伴う両基金における残高については、条例施行期日である令和8年4月1日に千代田町ふるさとづくり基金へ移行となります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（森 雅哉君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第50号 千代田町緑地管理整備基金条例及び千代田町地域福祉基金条例を廃止する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（森 雅哉君） 起立全員であります。

よって、議案第50号は原案どおり可決されました。

○議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 雅哉君） 日程第10、議案第51号 令和7年度千代田町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第51号 令和7年度千代田町一般会計補正予算（第7号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,681万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ103億3,614万7,000円とするものであります。

また、債務負担行為を新たに追加いたします。

補正の主な内容を申し上げますと、歳入では事業費の増額による国庫支出金や県支出金の追加と、好調であるふるさと応援寄附金についても追加するものであります。

次に、歳出では、総務費においてふるさと応援寄附金の一部を義務教育施設改築基金の積立てとして追加いたします。また、観光振興、定住促進に関する拠点強化事業として、広告料を追加いたします。

民生費では、各施設の利用者が増加したことに伴い、障害者福祉費を追加いたします。

土木費では、街路樹管理委託事業として、剪定手数料を追加し、市町村道路整備事業では、測量等調査委託料を追加いたします。

消防費では、災害対策事業として、J-A-L-E-R-T受信機更新業務委託料を追加いたします。

教育費においては、各施設の光熱水費や補修費などを追加いたします。

公債費では、借入金が増加したことにより、元金と利子を精算するものであります。

詳細については、総務課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（森 雅哉君） 茂木総務課長。

○総務課長（茂木久史君） それでは、議案第51号につきまして、詳細説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、先ほど町長のほうから説明がありましたとおりでございます。

第2条では、債務負担行為の追加をするものです。

それでは、5ページをご覧くださいと思います。こちらは、館林市外四町にて設置いたします障害者相談支援センターの業務委託に係るもので、令和8年度から令和10年度までの債務負担行為を追加するものでございます。

それでは、補正予算の主なものにつきまして、事項別明細書によりご説明をいたします。9ページ、10ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、右側の説明欄を基にご説明いたしますので、よろしく願いいたします。

初めに、歳入でございます。14款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金では、歳出でもご説明いたしますが、各節ともに障害者福祉に係るもので、利用者が増えたことにより、歳出額を増加するため、国庫負担金も併せて増額するものです。

また、説明が前後してしましますが、最下段から次の11、12ページの最上段にかけて15款1項1目民生費県負担金も同様に障害者福祉に係る県負担金となります。

戻りまして、9ページ、10ページ、中段の14款国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金では99万円、これは戸籍への振り仮名記載の一括処理のための戸籍システムの改修費に係る国庫補助金となります。

2目民生費国庫補助金では、産後ケア事業に係る国庫補助金となります。

次の11、12ページ、中段、15款県支出金、2項2目民生費県補助金では、同じく産後ケア事業に係る県補助金分となります。

17款寄附金、1項2目指定寄附金では、東こども園に1万円、図書館に20万円の寄附がございましたので、追加いたします。

3目ふるさと応援寄附金では、現在好調なことから、1億円を新たに追加するとともに、企業版ふるさと納税についても追加をいたします。

次の13、14ページをお願いいたします。20款諸収入、5項3目雑入では、おもてなしマラソン協賛の広告料といたしまして、100万円を追加いたします。

15、16ページをお願いいたします。次に、歳出についてご説明いたします。歳出の主なものにつきまして、右側、説明欄を基にご説明いたします。2款総務費、1項1目一般管理費では、町民栄誉賞の式典事業といたしまして、本町出身のプロ野球選手で活躍された岡島選手の現役引退に伴い、町民栄誉賞の授与に係る経費を計上しております。

4目財産管理費では、庁舎管理事業といたしまして、役場庁舎の燃料費や光熱水費の追加、基金積立金では、義務教育施設改築基金積立金を5,000万円追加いたします。

5目企画費では、庁内情報ネットワークの保守管理委託料を追加し、マイナポータル用の窓口端末機を2台購入するため、備品購入費を追加するものでございます。

7目防犯対策費では、防犯カメラの電気代を追加するとともに、防犯カメラ1台分の設置工事費を追加いたします。

最下段の11目まち・ひと・しごと創生事業費では、観光振興・定住促進に関する拠点強化事業といたしまして、広告料を追加し、またおもてなしマラソンに係る経費の追加、次の17、18ページ、上段へと続いておりますが、企業版ふるさと納税に係る手数料を追加いたします。また、避難所生活快適

化事業といたしまして、赤岩宿のキッチンコンテナハウス用の備品購入費を新たに追加いたします。

2款総務費、3項1目戸籍住民登録費では、戸籍システムの改修のため、電算業務委託料を追加いたします。

最下段の3款民生費、1項1目社会福祉総務費では、総合保健福祉センターの電子複写機使用料を追加いたします。

2目障害者福祉費では、障害者自立支援事業の介護給付事業に利用者が増加しているため、居宅介護扶助費を追加いたします。

次の19、20ページをお願いいたします。同じく訓練等の給付事業、自立支援医療事業、計画相談給付事業に、障害児施設措置事業の障害児通所給付事業、障害児相談支援給付事業にそれぞれ利用者が増加しているため、扶助費を追加いたします。

3目高齢者福祉費では、介護保険特別会計事務費繰出金を追加いたします。これは、介護報酬改定に伴いますシステム改修費によるものでございます。

3款民生費、2項1目児童福祉総務費では、企業版ふるさと納税の財源を子育て用品購入費補助に充てるため、財源補正を行います。

21、22ページをお願いいたします。4目児童福祉施設費では、東こども園での光熱水費の追加、材料費として給食材料費の追加、西こども園でも給食材料費の追加をするものです。

中段の4款衛生費、1項3目母子保健費では、利用者の増加により産後ケア事業委託料を追加するものです。

下段の6款農林水産業費、1項1目農業委員会費では、庁内端末パソコン入れ替えに伴う農地台帳システムの移行作業に係る委託料を追加し、次の23、24ページになりますが、3目農業振興費のうち、経営所得安定対策等指導推進事業でも、水田台帳システムの移行作業のための補助金として、千代田町農業再生協議会へ追加交付するものでございます。

次の8款土木費、2項1目道路橋梁総務費では、測量機器の購入のため、備品購入費を追加いたします。

2目道路維持費では、道路維持事業の原材料といたしまして、道路補修材の購入費を追加し、環境整備工事費として調整池の除草工事の費用を追加いたします。街路樹管理委託事業といたしまして、街路樹が車道にはみ出ている場所や立ち枯れしている場所などの剪定手数料や伐採手数料を追加するものでございます。

次のページ、25、26ページをお願いいたします。3目道路新設改良費では、測量等調査委託料として用地買収に係る単価算出のため、不動産鑑定評価などの委託料を追加するものです。

5目渡船管理費では、渡船運行に係る燃料費の追加とするものです。

次に、8款土木費、4項1目都市計画総務費では、乗用草刈り作業車が故障したため、更新する備品購入費を追加いたします。

2目公園整備事業費では、ふれあいタウン多目的広場の設計委託料を追加し、スケートパーク工事の入札残額を減額するものでございます。

3目公園管理費では、水道料の支出に係る予算不足のため、光熱水費を追加し、なかさと公園外周の剪定手数料、俵団地公園の枯れた立ち木の伐採手数料を追加し、次の27、28ページをお願いいたします。最上段になりますが、赤岩渡船小屋に備え付けのレンタル自転車のバッテリー購入のため、備品購入費を追加いたします。

下段になりますが、9款消防費、1項4目災害対策費では、J-A-L-E-R-T受信機の更新業務委託料を追加いたします。

次の29、30ページをお願いいたします。10款教育費、2項1目学校管理費では、西小学校において体育館にエアコンを設置したことにより、電気代増額分の光熱水費を追加し、東小学校においては、備品の修繕料を追加いたします。

中段の3項1目学校管理費では、同じく体育館エアコン設置により、電気代増額分の光熱水費を追加し、電子複写機使用料を追加いたします。

最下段の4項1目社会教育総務費では、次の31、32ページをお願いいたします。こちらは、子ども安全安心パトロールの活動を活性化し、拡充し、地域全体の防犯対策を強化するため、ボランティア活動用のベストや帽子購入のための消耗品を新たに追加いたします。

2目人権教育費では、福島集会所建物のシロアリ対策のため、防除手数料を追加いたします。

4目図書館費では、指定寄附の受入れに伴い、図書購入費を追加するほか、図書館の空調機器の更新工事を追加いたします。

5目町民プラザ費では、プラザ芝生広場の樹木剪定委託料を追加いたします。

最下段、5項2目体育施設費では、町民体育館に関するもので、光熱水費といたしまして、水道料を追加するとともに、消火栓ホースの劣化に伴い、修繕料を追加いたします。

次の33、34ページをお願いいたします。3目総合体育館・温水プール費では、コピー機使用料、燃料費、浄化槽清掃手数料、温水プールのボイラー機器補修工事費をそれぞれ追加いたします。

4目給食センター費では、ボイラー用の軟水装置などの修繕費を追加いたします。

5目運動場管理費では、東部運動公園内の樹木剪定委託料を追加いたします。

次に、12款公債費、1項1目元金、次の35、36ページになりますが、2目利子においては、それぞれ借入額が確定したことにより、償還金を精査し、それぞれ増減するものでございます。

最後に、14款予備費、1項1目予備費を353万7,000円を追加しまして、収支の均衡を図るものでございます。

なお、最終ページについては、今回補正により変動いたしました地方債の年度末現在高の見込みに関する調書を添付させていただきました。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（森 雅哉君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

3番、金子議員。

[3番（金子浩二君）登壇]

○3番（金子浩二君） 24ページが一番下のところの街路樹管理委託事業になるのですが、ここは以前6月の定例会のときに、補正予算で100万円ぐらいあって、道路管理上、危険なところとか、信号にかかっている樹木などを剪定するために、取りあえず早急に対応するためにというお金だったと思うのですが、今回もまたこの夏暑かったので、樹木が大分伸びたので、そういう早急に対応するような補正となったのか、ちょっと教えていただきたいのですが。

○議長（森 雅哉君） 坂部建設下水道課長。

○建設下水道課長（坂部三男君） ご質問にお答えいたします。

補正予算書24ページの街路樹管理委託事業、こちらにつきましては、剪定手数料と伐採手数料とがあるのですが、剪定手数料につきましては、千代田工業団地内、昭和公園の西側の南北道路、それから1本東側の南北道路、こちらのケヤキの木が結構枝が繁茂しまして、工業団地内を通行する車両に通行支障となっていることから、今回枝下ろしのほうをさせていただきたいと考えております。

また、町道1-332号線、なかさと公園と水質浄化センターの間の南北道路、こちらにつきましても、やはり公園利用者の車両が通行するに当たって、少し邪魔になっていることから、枝下ろしのほうをさせていただきます。

また、町道25号線、サントリーさんの北側のイチョウ、やはりこちらについても、何年かごとに枝下ろししているのですが、今回枝が結構張り出してきて、やっぱり隣接の企業さんの車両に支障が出てくるというところで、剪定手数料のほうを計上させていただいたものでございます。

また、伐採手数料につきましては、こちらはやはり千代田工業団地内、先ほど申しあげました枝の枝下ろしのほかに、少し枯れている、病気にかかって枯れている枝がありまして、こちらが倒木して、やはり先日の夏ですか、鍋谷地内で少し大きい木が枯れて、道路を塞いでとかということもありましたので、早急にこちらもう枯れている木については、伐倒させてもらいたいということで、今回計上させていただいたものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（森 雅哉君） 3番、金子議員。

○3番（金子浩二君） 今回、街路樹でケヤキだとかだったと思うのですが、最近桜のクビアカツヤカミキリとか入って、剪定だとか、伐採とかは行われていないのでしょうか。大丈夫なのでしょうか、そこら辺は。

○議長（森 雅哉君） 坂部建設下水道課長。

○建設下水道課長（坂部三男君） ご質問にお答えいたします。

まず、今回の補正予算、26ページにも同じ公園管理の中で剪定手数料を計上させていただいております。こちらの26ページの公園管理費の剪定手数料につきましては、なかさと公園内に植えてあります桜の木、こちらが外周の道路のほうに少し出ていまして、やはりこちらも通行支障がありますので、外側に出ている枝のほうは枝下ろしをさせていただきたいと考えております。

また、議員のご心配されている桜の木がやはり各公園に植えてあります。また、中島の桜並木についても、まだ古い桜の木がございまして、こちらも緊急的に枝下ろしはさせていただいているのですが、やはり根本的に伐倒しないと、何かの際に近隣の方に迷惑をかけたりますので、こちらにつきましては、また新年度、新年度予算のほうで伐倒費のほうを計上させていただきますので、その際はよろしく願いいたしたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（森 雅哉君） ほかに質疑はありませんか。

10番、柿沼議員。

[10番（柿沼英己君）登壇]

○10番（柿沼英己君） 何点か質問いたします。

16ページの防犯対策事業で、防犯カメラ設置工事費115万円あるのですけれども、これはどちらのほうの場所なのか、お知らせください。

次に、18ページの赤岩宿のところだと思うのですけれども、避難所生活快適化事業ということで、備品購入費150万とあるのですが、どのようなものを購入するのか、お知らせください。

次に、20ページ、障害児施設措置事業ということで、町内に施設ができたということで、利用者も最近増えているのですけれども、何名ぐらいの方が利用されてこのような事業になっているのか、お知らせください。

最後に、30ページなのですが、西小学校の光熱費179万9,000円とあるのですけれども、これは夕方通りますと、体育館のほうで利用されている方がいらっしゃると思うのですけれども、どういう方が利用されているのか、お伺いします。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 茂木総務課長。

○総務課長（茂木久史君） それでは、初めの16ページの防犯カメラの設置工事費、場所についてでございますが、こちらについては現在地元の大泉警察のほうと協議をして、警察のほうの意向というものもありまして、いろいろ町内では新しい道路も開通したりとか、工事事務等もありまして、その辺を踏まえて警察と協議をして、最も最優先で設置するべき箇所を現在協議中でございまして、現時点でまだ公表できる場所ではないのですが、そのような形で今、調査、協議中という形でご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 須永総合政策課長。

○総合政策課長（須永洋子君） 18ページの地域防災緊急整備事業の中の避難所生活快適化事業の備品購入費についてでございます。こちらは、赤岩宿のキッチンコンテナのキッチン内の椅子やテーブル、また天気がいい日は外でも休憩したり、飲食ができるように、屋外用にも椅子やテーブルなどを準備したいと考えております。そういった費用となっております。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 久保田保健福祉課長。

○保健福祉課長（久保田新一君） 20ページの障害児通所給付事業を利用されている方の人数でございますが、まず児童発達支援扶助費でございますが、こちらにつきましては、町内外でご利用されている方がいらっしゃいまして、こちらにつきましては平均で16名の方がご利用されています。また、放課後等デイサービス事業につきましては、月平均としまして22名の方がご利用されております。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 森田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（森田晃央君） ご質問にお答えいたします。

30ページの西小学校の光熱水費上がったということで、日々どういった団体が使われているかということですが、まず西小学校のほうは社会体育施設ということで、多くの団体に使っていただいております。その中で年間登録団体として、3団体ございます。種目といたしましては、ミニバス、体操、バレー、こちらの3団体のほうが毎週定期的に使っていただいていると。不定期ですが、やはりミニバスであったり、バスケ、あとはバドミントン等の種目が日々利用していただいております。

以上でございます。

○議長（森 雅哉君） 10番、柿沼議員。

○10番（柿沼英己君） 最後の質問のところなのですが、各種団体が有効活用しているということに理解いたしました。

○議長（森 雅哉君） ほかに質疑はありませんか。

8番、橋本議員。

[8番（橋本和之君）登壇]

○8番（橋本和之君） まず、28ページ、最下段のJ—A L E R Tのところなのですが、時々予算でも決算でも出てくるのですが、この更新ってどれくらいの周期で更新をするのかということをちょっと教えていただきたいと思っております。

それから、32ページ、大きくは30ページのところの青少年健全育成事業ということで、昨日の私の一般質問の地域の治安維持向上についてということで、早速補正に盛り込んでいただいております。なと思っておりますが、これベストと帽子を購入ということなのですが、どれくらいを用意してい

るのか、教えていただければなと思います。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 茂木総務課長。

○総務課長（茂木久史君） ご質問にお答えいたします。

28ページ、J－A L E R T受信機更新業務委託料、こちらについてでございますけれども、このJ－A L E R Tについては、自然災害や武力攻撃などの緊急情報など瞬時に伝達する全国瞬時警報システムという形で位置づけられております。こちらは、国のそのJ－A L E R Tと町の防災行政無線、その辺を連動させながら、国の方針に基づいて随時という形で、定期更新と言うよりは、随時国の方針、指示に基づいて各全国の自治体に対応することになっておりますので、今回はその受信機の更新業務という形で、こちらは国のほうの案内に基づいて必要不可欠なものとして予算計上させていただくという形で、定期更新と言うよりは、その都度その都度随時という形になります。

以上でございます。

○議長（森 雅哉君） 森田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（森田晃央君） ご質問にお答えいたします。

先ほど総務課長のほうからも詳細説明がございましたとおり、こちらにつきましては、既存の子ども安全安心パトロールの活動を活性化するとともに、町内の防犯対策の強化という名目で、今回消耗品を買わせていただく次第でございます。内容につきましては、300名分を対応したいと思っております。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 8番、橋本議員。

○8番（橋本和之君） 早速対応いただきまして、ありがとうございました。

○議長（森 雅哉君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第51号 令和7年度千代田町一般会計補正予算（第7号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（森 雅哉君） 起立全員であります。

よって、議案第51号は原案どおり可決されました。

○議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 雅哉君） 日程第11、議案第52号 令和7年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第52号 令和7年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ107万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億2,135万3,000円とするものであります。

補正の内容ですが、歳入では、この後、歳出で説明いたします介護保険制度改正に伴うシステム改修費用について2分の1の額が国庫補助対象となることから、3款国庫支出金を追加し、7款繰入金についても、事務費繰入金を追加するものであります。

また、歳出については、1款の総務費について令和7年度税制改正に伴う介護保健料の標準段階に係る基準の見直しによるシステム改修を行う必要があることから、電算業務委託料を追加するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（森 雅哉君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第52号 令和7年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（森 雅哉君） 起立全員であります。

よって、議案第52号は原案どおり可決されました。

○次会日程の報告

○議長（森 雅哉君） これで本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。ただいまから11日まで休会といたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 雅哉君） ご異議なしと認めます。

よつて、11日まで休会といたします。

なお、10日水曜日は午前9時より総務産業常任委員会、午後1時30分より文教民生常任委員会をそれぞれ全員協議会室において開会いたしますので、よろしくお願ひいたします。

○散会の宣告

○議長（森 雅哉君） 本日は以上をもって散会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

散 会 （午前11時15分）

令和7年第4回千代田町議会定例会

議事日程（第3号）

令和7年12月12日（金）午前9時開議

日程第 1 閉会中の継続調査の申し出

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（11名）

1番	畑 中 弘 司 君	2番	茂 木 琴 絵 君
3番	金 子 浩 二 君	4番	橋 本 博 之 君
5番	原 口 剛 君	6番	大 澤 成 樹 君
7番	酒 卷 広 明 君	8番	橋 本 和 之 君
9番	大 谷 純 一 君	10番	柿 沼 英 己 君
11番	森 雅 哉 君		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	高 橋 純 一 君
副 町 長	宗 川 正 樹 君
教 育 長	田 島 育 子 君
総 務 課 長	茂 木 久 史 君
総 合 政 策 課 長	須 永 洋 子 君
会 計 管 理 者 兼 税 務 会 計 課 長	大 谷 英 希 君
住 民 生 活 課 長 住 民 係 長	坂 本 里 実 君
保 健 福 祉 課 長	久 保 田 新 一 君
産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	赤 井 聡 君
建 設 下 水 道 課 長	坂 部 三 男 君

都市整備課長

大 川 智 之 君

教育委員会
教務局長

森 田 晃 央 君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局 長

下 山 智 徳

書 記

山 邊 悠 以

書 記

鈴 木 貴 士

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長(森 雅哉君) おはようございます。

本日の出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第4回千代田町議会定例会3日目の会議を開きます。

○閉会中の継続調査の申し出

○議長(森 雅哉君) これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

今朝ほど配付いたしました申出書のとおり、各常任委員長、議会運営委員長並びに議会改革推進特別委員長から閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(森 雅哉君) ご異議なしと認めます。

よって、申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で今定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

○町長挨拶

○議長(森 雅哉君) 町長に発言を求められておりますので、これを許します。

高橋町長。

[町長(高橋純一君)登壇]

○町長(高橋純一君) 改めまして、皆さんおはようございます。令和7年第4回議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今月8日から本日までの5日間にわたり、提出いたしました各議案につきまして、町政運営の観点から多くの意見、ご提言をいただきまして、心より感謝を申し上げます。

今年も早いもので、残すところ19日となりますが、振り返ってみますと、世界においては情勢の不安定さが続き、国際社会全体が平和と協力の重要性を再認識した年であったと思います。国内においては、第二次世界大戦終結80年を迎え、大阪・関西万博の開催や、日本で最初の女性総理が誕生し、そして熊による被害が頻発するなど、多くの出来事がありました。

本町においては、今年も町の未来をどう切り開いていくかを行政と議会、町民の皆様と向き合った1年でありました。4月1日、大雨の中でありましたが、議員各位にお世話になりながら都市計画道路赤岩新福寺線を開通させ、東西の新たな交通軸の誕生は、暮らしの利便性向上のほか、にぎわいの創出に向けた大きな一歩を踏み出しました。

今年、「賑わう」という漢字を胸のうちに秘めながら、赤岩宿再生事業、東部住宅団地拠点整備事業、来年2月1日オープンを目指すふれあいスケートパーク、リトリートの聖地としてなかさと拠点整備事業、そして大規模プロジェクトである小中一貫校のほか、新規工業団地や新たな都市計画道路など、様々な事業を展開しながら千代田らしいにぎわいのある魅力づくりに取り組んでいるところであります。

このような中で、先ほど申し上げた次世代に向けた基盤整備をはじめ、防災減災に関わる体制の強化、物価高騰への対応、地域産業への支援、住民サービスの向上など、迅速な判断を求められる場面も多くありましたが、その都度議員の皆様と共有しながら取組みを進めてこられたことは大きな力となりました。改めまして、深く感謝を申し上げます。

さて、ご存じのとおり千代田町出身でプロ野球選手でありました東北楽天ゴールデンイーグルス所属の岡島豪郎選手の感動的な引退セレモニーが10月4日に行われました。岡島さんは、長きにわたりプロという厳しい世界で戦い続け、町のイベントやファン感謝祭など、町民をはじめ多くの人に勇気、希望、そしてパワーを与えてくださいました。その功績をたたえるため、町民栄誉賞の贈呈を来年1月11日に、二十歳のつどい終了後の午後、コスメ・ニスト千代田町プラザホールにて執り行います。終了後には、岡島さんの後援会によるファンの集いが開催されます。贈呈式では、議員各位にもお世話になりたいと存じますので、よろしく願いいたします。

また、11月12日には、小中一貫校に関して田島教育長と担当職員とともに、文部科学省において本県選出である清水真人文部科学大臣政務官のところへ要望活動を実施したほか、小中一貫校の建設に向けて国との連携、強化などを図ることができました。そして、11月28日には利根川新橋の早期着工に向けて、議員各位と担当職員とともに国土交通省におきまして、佐々木紀国土交通副大臣と群馬県選出と関係する国会議員のところへ要望活動を実施いたしました。早期着工に前向きな発言をもらえたほか、今後の要望活動に対しても貴重なご意見をいただくことができました。やはり足を運び、会って話をするによりパイプができ、またパイプを太くすることができると考えております。何もしないでただ待っているだけですと、何の効果もないことだと、一日でも早く我々は着工に向けて要望活動をしていく必要があるかと、こう考えております。

なお、本町の魅力発信として、ちよコスの実施やじゃない方の千代田など、今までと違った角度からPRすることで、メディアなどにも数多く取り上げられ、多くの人たちへ千代田町を知っていただく機会が増えたものと思っております。そのほかにも、今年も個人や企業の皆様から本町に対しましてご寄附を賜り、誠にありがとうございます。この場をお借りいたしまして感謝を申し上げます。

今月上旬、千代田町出身で東京都内在住の方より、私の親と私自身が千代田町で大変お世話になったので、ぜひとも恩返しをさせてほしいとのことで、今回この温かい思いをご寄附という形にしてくださいました。その方はご高齢で、お会いすることはできませんが、変わらぬ愛郷心に感謝申し上げますとともに、我々行政といたしましても、遠い地でふるさと千代田町を思い、応援してくださる

ことは大きな励みであります。改めて、多くの皆様に感謝をしながら職務を全うしてまいります。

ご承知のとおり、本会議の開会日でありました12月8日、青森県東方沖を震源とする最大震度6強の地震が発生しております。いつ大地震が発生するか分からない状況にありますので、警戒していただくとともに、有事の際には、まず自助である自分の命を守る行動をお願いいたします。

引き続き、町民の皆様の安心と笑顔を第一に、職員一丸となって施策の推進に努めてまいりますので、議員各位におかれましても今後とも変わらぬご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びになりますが、皆様のご健勝とご多幸、そして千代田町のさらなる発展を祈念いたしまして、閉会の挨拶とさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

○閉会の宣告

○議長（森 雅哉君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は、12月8日から本日まで5日間の会期で開催され、3名の議員から一般質問が行われたほか、条例の制定及び廃止、補正予算、協議など、数多くの重要案件が提出されました。議員各位におかれましては、これらの案件に対し終始熱心にご審議、ご決定を賜り、全議案が滞りなく議了し、予定どおりに日程をもって無事閉会の運びとなりました。

町長をはじめ執行部の皆様、関係各位には、真摯にご対応いただき、厚くお礼を申し上げます。町当局におかれましては、それぞれの審議過程で議員各位から出された意見や要望等について考慮していただき、町行政を推進されますようお願いいたします。

さて、国政へ目を向けますと、去る11月21日に総額21.3兆円という過去最大規模の総合経済対策が閣議決定されました。これは、税制措置や給付、産業投資の拡大を通じ、国民の生活支援と国内経済の底上げを図るものです。こうした国の動向を受け、私たち地方議会や自治体は、住民生活の安定、将来の地域経済の持続性を強く見据え、今まで以上に慎重かつ先見性のある判断が求められるところです。私たち議会といたしましても、町の将来を見据え、町民の皆様の安心と幸福を第一に、引き続き真摯に職責を果たしてまいる所存です。

本年もあと僅かとなり、年末年始を控え何かと慌ただしい時期ではございますが、関係者の皆様におかれましては、どうかご自愛いただき、安心して新年を迎えられますようお願いしております。

最後になりましたが、本定例会における皆様のご協力、ご尽力に重ねて感謝申し上げ、閉会の挨拶といたします。

長い間大変ご苦勞さまでした。

閉 会 （午前 9時11分）

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを確認し、ここに署名する。

令和8年 月 日

千代田町議会議長 森 雅 哉

①署名議員 畑 中 弘 司

②署名議員 茂 木 琴 絵